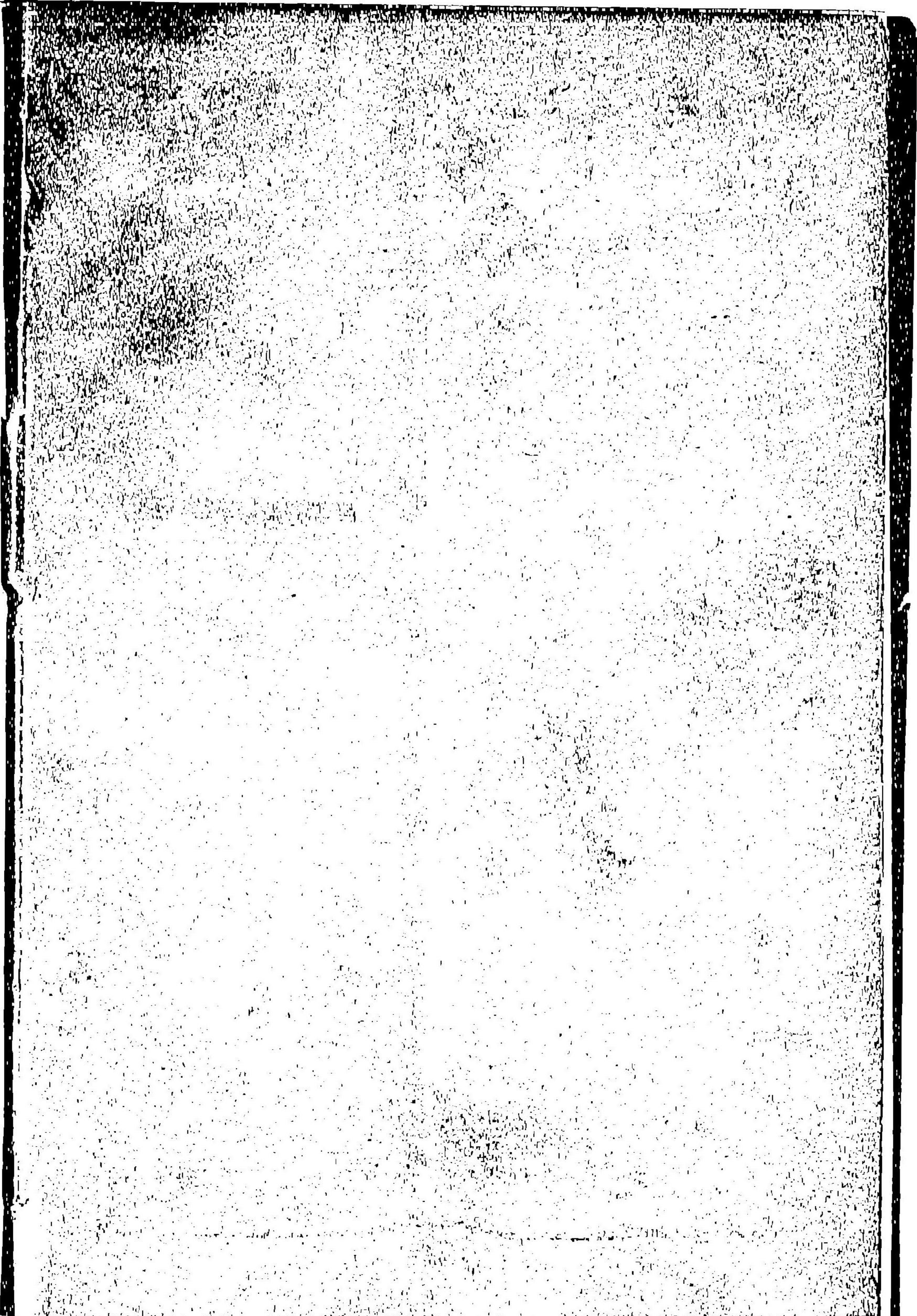


827
590

※

出雲國府總社論





序

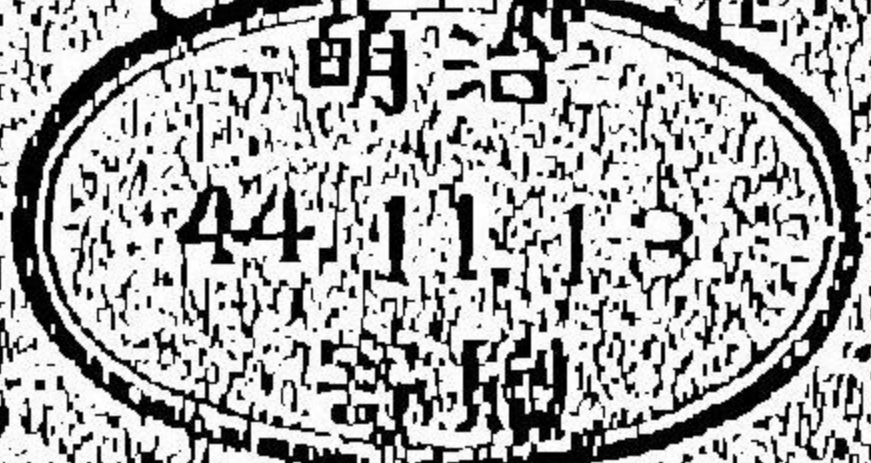
著者 志村 本

神社陵墓の研究は因是れ常に神道を信する者に取て必要の事なるのみならず歴史特に文明史を攻
 みる者にも亦決して忽略に附すべからざる事なり余不肖に探討の癖あるも亦焉れに由來せる
 のみ抑々山嶽は我が國第一の舊國なり神代以降舊事古蹟の掃々として今猶は存する鮮からず一たび往
 いとすればんと志すや久し去年八月偶々石見に招れて出陣するあり乃ち歸途轉じて雲州に入り先づ
 築の大社に隨て尙ほ樓きて意宇六社の巡拜を企てたり嗣らま宮司千家公の優遇を辱し特に主典廣瀬氏
 をして嚮導の任に當らしめらる終に一日を費し夜を冒して略ぼ之れを了へたり廣瀬氏學殖淵博にして
 説明大に周到に由り發明する所寡からず余窮に之れを徳とす頃者山雲國府總社論成るあり稿本を寄せ
 て一覽を徴さる多年研鑽の結果觀るべきもの太だ多し付益を進想して愈々敬服に堪へざるなり按する
 に總社は業と國司と混密の關係あり神魂の社亦國造と因縁淺からず況んや比叟山の神話岩坂の舊蹟則
 る之れを錯綜するあるをや當國の歴史を修め尙且つ日本文明の淵源を知るに最便なりと覺ゆ是を以て
 辭せずして兼詞をつらぬる所以なり

明治四十三年中春

京都帝國大學文科大學教授志村本

高 謙



八つ出雲の國は我神の御國の中にも特別たる神の御國とは夙う古人も云てし事なるがと我
皇御祖尊の天降まされりし以前神呂伎檜御氣野大神國所造大神を始め出雲神族の神々の既にいまして
常世の淡の國々なにと數々交際ひまた神の都なりけむにもさは在はむも實宜なる事ぞかし今や空障の
世の開け往くまに／＼東西洋の國々古を探り遠を追ふの考査の事件とも年に添月に増たなるにも大か
た前世界てふ世の事探らむに此國などを措きて亦何くか有らむ況むや此國には和銅の時の風土記さへ
全く具わり其か鈔解など其他近き世の物など彼是開ゆるをや抑も儼ふり遠都世の體を釋ぬむには由ら
る神社山川里の名なにとそ有し當時の微なる今斯に梓葉なる廣瀬のぬしか藻鹽草何くれ考査かき集
られたる凡てかの社々山川里の名なにと據り考へ説きあかされたる斯てこそ此神の御國の中のわざ
の神の御國と云ふ貴き國の古事ともも松の葉の散うせすして傳はる事となれさてはゆ／＼雲放遠
外國人も竟釋ね來是の志伎島の大日本の國の光をさすすよすかとも成なむかしにかにむかし
事ならずや其卷端に一言そへよと有るにも思ふかまに／＼をいさふか物するにむ斯く云ふは前に
大社に仕へ奉りし筑紫人

出雲國府總社論

目 錄

一、總社の原由、	一
一、總社の區別、	五
一、出雲國府總社論、	一一
一、出雲國府總社研究之順序、	一一
二、出雲國々廟並國分寺之位置、	一一
甲、國府の遺趾、	一一
乙、國分兩寺の遺趾、	一六
三、出雲國府總社位置及關係史料、	二三
四、神魂神社及祭神考、	四六
一、結 論、	六四
以 上	

總社の原由

出雲大社主典

廣

瀬

魚

淵

述

延喜四時祭式二月祈年祭の條に

祈年祭神三千二百三十二座大四百九十二座三百四座案上官幣一と見ゆ各道諸國の神社にして神名帳

に載られたる神社は總て祈年祭に預り給はぬは無し其班幣の中にも差異ありて案上案下の官幣に預り

或は國幣に預り給ふもあるなり官幣とは神祇官にて其案上案下の幣物に預り給ふ諸國の各社に官より

班幣する分を云國幣とは諸國々府に於て國中の神社に對して神祇官の案上案下の幣の如く班幣する分

を云ふなり神祇官の齊院にて行はるる班幣の儀式は毎年二月四日にして同四時祭式の條に

致齋之日平明奠幣物於齋院案上並案下掃部寮設座於内外神祇官人率御巫等入自中門就西廳座東面北

上大臣以下入自北門就北廳座大臣南面參議以上就廳東座御巫就廳下座群官入自南門就南廳座北面東

上神部引祝部等入立於西廳之南庭既而神祇官人降就廳前座大臣以下及諸司共降就廳前座中臣進就座

宣祝詞每一段畢祝部稱唯宣訖中臣退出大臣以下諸司拍手兩段不稱唯然後皆還本座伯命云奉班幣帛史

稱唯忌部二人進夾案立史以次唱御巫及社祝各稱唯進忌部願幣帛畢太神宮幣帛者置別案上差使進之史還座申願幣訖踏

司退出月次祭儀准之

とあり其社祝は

祈年祭祝詞に

忌部能弱肩彌太多須伎取懸也持由麻波利仕奉祝留幣帛乎神主祝部等受賜氏事不過捧持奉登宜

とある神主祝部是にて當日官幣に預り給ふ諸社則ち式の大三百四座小四百三十三座の神職なり而してこれ等神職は毎年二月四日以前に上京して官幣を受取り諸國に持歸て各自に奉仕する神に奉奠するなり次に諸國の國司祀る所の祈年祭神二千三百九十五座中大一百八十八座小二千二百七座あり其中山陰道大三十六座小五百二十三座にして出雲國には風土記に二百壹拾伍所不在神祇官とわれは之を國府にて祭りしなり而して班幣並儀式は延喜式に

大、座別絲三兩 綿三兩

小、座別絲二兩 綿二兩

右國司長官以下准例散齊三日致齋一日共會祭之祭日並班幣儀並准神祇官其幣皆用正稅

と見ゆ他の諸國に於ては國守僚屬を率わ何れも國衙齋場に會してかの神祇官の儀式に准て班幣の儀式を行ひ又國內諸社にして國幣に預り給ふ神社の神職は前に述べたるか如くあらかしめ其府に集ひて當日幣帛を受けて歸り各自の奉仕する本社に奉奠せりかくの如くなれば左に記せる河内志等の如神祇官に准ふへき齋場を各國府に於ては具備せざる可からずこれ雖て總社なり亦王朝時代の國司は政一致の關係より神祇官の伯に等しき權能を有せる事は職員令に

攝津職帶津國大夫一人掌祠社去々事

とあり攝津大夫は和名抄に延曆十三年停職爲國とあり攝津の國司の事を云へるなり祠社とは合義并に附祠者祭百神也社者檢校諸社也凡稱祠社者准此例同樂解に古記云祠は百神集處之廟也穴云附祠祭百神

也祭社之外別祠耳と云へる祠百神集處之廟は即て國衙の齋場則ち總社の祭祀を掌りし事知るへし今左に原由に關する諸史説を列記せん

河内志云

古昔國府必建總社有事于國內官社則國司率僚屬先修典禮於此其儀猶京師神祇官然

白山之記云

凡國々必有總社一宮二柱加賀國白山一宮府南總社也府南總社名付事毎月朔日每國勅使團入社詣奉御幣奉禮之彼入社廻事有其煩間一所奉祝之故府南總社名付也

西遊行裏抄云

上洲ノ總社此所ニアリ中畧一宮總社ハ諸國ニアリ一宮ハ一神ヲ祭り總社トハ其國中ニアル諸神又ハ總宗廟ノ神ヲ一所ニ祭ルナリタトヘハ吉田ノ神社ノ如シ

豐府志略云總社宮

總社宮は緣起然失する故由所詳ならず或説に王代の古へ廳屋政所の跡成よし又一説には總社宮は諸國共にあり新嘗の社なり故に春秋兩度社祭有由社の號に依而市中をも總社町といふ由又一説には皇后三韓征伐の祈の爲此所に於て六十餘洲の大小の神祇を勅詣有し故總社宮と云ひ町の名を總社町といふ由兩説共に見所なき故不審

土州名勝志云

今國分寺境内に有國中の總社なり昔は國分寺の西にありしがいつの頃よりか今の所に移す
土州洲岳志云

總社は本國府ニアリ近年國分寺ノ境内ニウツヌ土佐國中ノ總社也ソノ跡今國分寺ノ作式トナル
倭訓栞云

諸國に總社あり中畧(河内志ヲ引ケルニ畧ス)河内の惣社は國府村にあり伊勢の惣社は鈴鹿郡國
府村にあり播磨の惣社は姫路の城の内にあり

社會事彙云

前略(倭訓栞河内伊勢播磨總社)右の國々のみならず總社は一國に一個所必らずありしものにして
所在地ヲ記スニ畧ス)いにしへ國府のありし地に鎮祭せり

南紀神社錄云

總社は國府にありて國守朝廷の命を奉て國中の神社へ幣帛を班ち捧る所にして京師の神祇官に比す
へし然るに後世所々に於て總社と稱する社多しこれ朝廷の神祇官の政衰へて土俗みたりに其稱謂を
混するもの也

神祇歷運考(石見岡熊臣著)

國府また國造の在所にては總社と稱して國中の諸神社を集て一社に祭り平日は國司國造も此總社に
て神祭せしことなりたどへは朝廷の神祇官は海内總社の如し府の總社は一國の神祇官の如くなり

備中國總社記云(國人香山安道著)

毎國に國司を任して國府を置と總社を管せ給ひぬるは長くありかたき御大典なりとれ國府は太政官
の御撰制にて顯政の御政府万葉に遠朝廷とある是なり總社は神祇官の御撰制にて顯政の御政府なり式の新年祭條
儀並准神祇官とある是なり

玉 禊 云

往昔國々に國司を置と給へりし時に其始めて入府せる時は國守の神拜とて其國なる諸社を盡く巡拜
しまた然らぬ時にも巡拜する式なりしかは其社々を一社に總祀りて總社と稱せるか新に社を建たる
も多かれど中には其國府の地なる一宮社に配せ齋へるもありし故に只に總社といふも式内にて某の
神社と云ふ社と總社と稱するも多し

總社 の 區別

昔時國司任國の命を受け其國に下れば必らず先神拜とて國內所々の社に参りたりこれ祀を以て政道の
基とせる古義に據るものなり朝野群載云

初任國司廳宣中畧可早進上神寶勅文事右件神寶或於京儲之或於國調之者且進上勅文且可致其勤又恒
例神事儲守式日可動行矣云々

延喜十年月日在廳官人等への宣可動仕恒例神事右國中_之政神事爲先專致如在之嚴典須刑部内之豐穰
云々

更科日記云、東より人きたる神拜といふわざして國のうちありしに云々

今昔物語云、今昔陸奥守トシテ平維叙ト云者有ケリ盛朝臣ノ子也任國ニ始テ下テ神拜ト云事ストテ國ノ内ヲ所々ノ社ニ參リ行キケルニ云々

中右記保安元年九月廿九日中畧尾張守近日依神拜下向任國也（二保延元年）長承四年五月六日中畧大和國司重時下向欲神拜處云々

壬生家文書建仁三年十月國宗宿禰引遣馬於範時朝臣許是爲神拜來月十日依下向淡路國也云々
陸奥舊記（執印文書）云 繪旨

陸奥國八幡新田官所司神官等申初任神拜廳宣事任例不日可致其沙汰之由被仰國司候畢云々
六月 元弘 四日 兵部 郷

謹上 右 衛 門 督 殿

とあり又神社私考に前畧然るは諸國に國司を任て治め給ふ制となりて後世の中漸事しけくなりもてゆきさはた御政も緩て國司の怠もいとゆるにあはせて國內神社の願拜また時々の奉幣などにも堪かたきとさばかねて國府のわたりに總社と稱ふを建設て國內の諸神を勧請て拜所とし奉幣などの神事を行へる國のいさたりけるかその便よきに倣ひて漸くに諸國にもたよひ遂に諸國なべての例のことくなれりにて陸奥國なるもそれなりしなるへし」と云はれたるか如く世の推移と共に行政司法の事務繁忙となり終に國內諸神を祭祀すること衰へ巡拜をなすす各國々府附近に遙拜所を設け一所に招祭することは

なりぬ故に總社とは數社を一所に總合して之を祀るの謂にして參拜に便にするより出てたり而して神社私考註に古の國府わたりの地に總社のある所士藩か云へる三國のはかにもなほ所々にさこねたりされど又國府ならぬ所にも在りて一國の内に總社と稱ふか二社三社あるどころもさこねたり中畧さて又いしへの府のわたりならぬ處にも總社とてあるかさこゆるは其わたりにて勢ありける人などのわにかたのみをかくる神々を合せ祭りしなるべし」と云はれたるか如く一國の總社寺院の總社第内の總社等ありて間々鎮守を稱して總社と云へるもありこの鎮守總社と云ふことに就きては伴信友翁か總社を鎮守とは稱ふへく鎮守を總社とは稱ふまじき理なりと云はれたると正しかりけるされど今日總社と稱する全跡を通して云へは必ずしも合祀したるものゝみにもあらず故に一宮を之に充つるあり而して總社には式内大社式内小社式外の社ありて均一ならず今左に史に見わたる記事を擧げて例証せん

一 日本總社並祭神

日吉社神道秘密記云

- 一 塔下社日本總社是也依宣下也中畧此地北尾谷明達律師之里房也明達行力達者現妙之行者也第六十二代朱雀天皇朝敵惡人將門親王於東國御移住然而爲朝敵上洛有調伏之法對明達有勅定則將門親王滅亡舉明達法成就之砌多寶塔建立アリ故號塔下社日本總社者依宣下六十餘州大小神社勧請之塔下社者調伏祈念所也

一 總社日本國大小神社鎮座御神林山王七社伊勢八幡春日社並諸神勧請之傳教大師御時

二 寺院總社並ニ祭神

百棟抄云

久安六年八月廿四日攝政藤原忠通於法性寺新造被行總社祭新尊崇之

安元々々年六月十六日蓮花王院總社鎮座八幡已下廿一社其外日前宮熱田殿島氣比等社本地御正跡圖繪像但日前熱田御本地無所見仍只被用鏡十月三日蓮華王院總社祭公卿侍臣僧綱等騎進馬長有相撲御神樂自今年所被始行也有試樂後宴

諸神根元抄云

仙洞法性寺殿御鎮守 號蓮花王院總社

石清水、加茂、松尾、平野、稻荷、春日、大原野、大神、石上、大和、廣瀬、龍田、住吉、日吉、梅宮、吉田、廣田、祇園、北野、丹生、貴布禰、日前國懸、熱田、伊都岐、氣比、

己上 廿五社

山槐記云

治承二年十一月十日己巳今夜宮高倉后德子侍並有官輩於常光院總社御所内巽有八落女田樂事各乱髮面施麻渡南庭是御產御祈云々豐前々司光季爲神主代申祝云々伴社伊津岐島御座云々

山城名跡志云 愛宕郡

一 乘寺總社今一乘寺村氏神也三月五日祭之、諸社根元記云本社天王末社伊勢三社一字ッ、有也神號不知之

三 第 内 總 社

吉田家日記云

應永九年正月一日乙酉參北山殿足利義滿第總社兼村兼成同參仕予勳神供之陪膳兩遊役送之北神二所一同供之先規之不然祭禮御神樂日供之許也予以敬神供之予奉幣四捧次申祝撤之當社同御戸開也元三神事數十箇年中絶再興珍重定有其感歎

四 鎮 守 以 稱 總 社

廿二社本緣云 加茂之事

後一條の院行幸之時山城の國乎寄進シ給字仁仍今者當國之總社仁坐ス也

新撰佐渡風土記云 當國總鎮守の事

當國の總社を案するに金北山に鎮座まします大權現を尊奉るに本地將軍地藏なり人皇四十二代文武天皇丁酉年此山に垂跡まします(中略)林鐘の頃はひ國中の人民群參して渴仰の禮寔他に異也社は絶頂に建てわつかの禿社たり夫より春秋遙に移りて難太の城主本間信濃守是を建立す時に本間十郎奉行蒙りて造營し畢ぬ然しよりこの方彌懸驗國內に冠たり故に今に至る迄大樹の台命に依て時々修覆

を加へ給ふなり

五一 官 總 社

神社便覽云 總社

總社建部延喜式神名帳云近江國栗太郡

健部神社勢田也近江一國總社也一宮記云大亡貴命也

神社啓蒙云

總社在播磨國飾磨郡姫路城中所祭之神一座大已貴命額曰軍八頭正一位總社伊和大明神當國一宮伊和社載一宮卷

播摩名所巡覽圖會云

總社伊和明神姫路侍士祭神東殿五十猛命町にあり

西殿大已貴命 中殿九所神祭神神祕

社傳曰人皇四十七代淡路彥帝天平寶字七年當國ノ一宮に安栗郡軍戰務利を祈誓せし時大已貴命水尾

山に降臨まします今城西秩父山是なり正曆二年六月朔日正一位を授奉り同年神託ありて九所の靈神を併せ祀

り柳木の地に遷座ある今京口門内其後養和元年正月廿三日草上郷射楯兵主神社に神名帳二座の内五十

猛命を併奉り二神一光の傳あり同年六月十一日末社を封し同十一月十五日延喜式神名帳播磨國五十

座神大七座を大已貴命左右に併せ額の銘曰軍八頭正一位總社伊和大明神と書す

六 郷 村 總 社

山城名勝志云

愛宕郡高野郷總社坐蓮華寺北三月五日祭之

同志云

愛宕郡粟田口天王坐青蓮院宮東粟田口村總社也九月十五日祭之

出 雲 國 府 總 社 論

一 出雲國府總社研究之順序

出雲國府總社は昔時何れに在りしかを考へんに研究の順序として必らず先づ正史並確實なる史料古文書に依り國府の所在を尋ね實地踏査を遂げ地理形勢上正史史料古文書の示す處と符合したる上更に其國府所在地附近に於て總社國分寺を求めざるへからず王朝時代に在りて祭政一途の關係より何れの國にても國守の政務を執行するに當り總社等遠距離にありては執務上差支を生ずるか故に必ず國府を中心として其附近に國分僧尼寺惣社と環列して存在すると普通慣例なりける

二 出雲國々應並國分寺の位置

此らに總社の區別と云へる條に總社は國司參拜に便するより設けたる諸國々衙の齋場なりと述へたり故に今述へんとする出雲總社に關係深き出雲國衙並國分僧尼兩寺の所在を先づ逐次明示せん

甲 出雲の國府の遺址

出雲風土記云

前件一郡入海之南此則國務也

朝酌渡廣八十歩許自國廳通海邊道矣

倭名類聚抄云

出雲國 國府在意字郡行程

伊呂波字類抄云

拾芥抄云

日本正統圖云

國府址在下出雲鄉村

出雲稽古知今云

意字郡下出雲鄉村今ノ町

日本地理志料云

今之出雲鄉村即國府所在故在此名也

以上志業に就て愚考を述ふるに先たち國廳所在地を明示せるもの即ち風土記を註釋せるものを擧げは

出雲風土記抄、解考、著者及び標註古風土記に註者栗田寛等は抄に記せるに従ひ國務の務は政務ッ

カサ也一本廓マ々廟とあり共に廳の誤にて黒田に國廳ありしなりと云へり亦國郡考には山代郷に國府

を置くに云はれたりこれ等は出雲風土記黒田驛の條に郡家同所今郡家 土體色黒故云黒田此

處有此驛即黒田驛今屬 郡家東今猶追黒田號耳とあるを能くも精査せずしてかくは誤謬説を傳へしなりけり元來黒田驛の天平

以前に在りし箇所に就きては出雲風土記抄に阿太加夜塚竹屋村田中客大明神の森邊とあれど土色黒と

あるに叶す諸書に依て之を考ふるに出雲風土記考に古志原南田の名に馬屋と云へる處あり里人傳にも

古昔殿様の馬屋の在りし跡にて田の名にもなれりと語りさ云々とある土地に在りしなり而して風土記

考に郡家同所とあるより國廳も同所に在りしならんと思ひ誤りしなり又近來八束郡元屆根藤法吉村中

に大字國屋と云へる地名あるに依て昔時國廳のありし土地ならむと推談する者あると聞くこれ甚しき

誤謬にして論するに足らざるなり故に余は實地踏査を遂げ下の如き斷案を下さんとす

先づ出雲風土記に依て國廳の所在地を知らんと欲せば別紙地圖に示せるか如く國東伯耆に接する界上

り國廳意字郡家に至る道程の研究こそ第一の要件なれ風土記に自國東界去西廿里一百八十歩至野城橋

長廿丈七尺廣二丈六尺 飯梨 又西廿一里至國廳意字郡家北十家衝即分爲二道 一正西道 在北海道去北四里二

百八十歩至郡北堺朝酌渡 渡り八十歩 正西道自十字街西二十二里至野代橋云々

右の外意字の郡家を中心として熊野山郡家正南一十八里 有檢檢也所謂 以一十九里高野山東二十里八

十歩清垣の烽南西二里廿歩出雲神戶等の道程と今の里法に依て細密に檢すれば幾分か距離に長短を生

ずと雖も風土記時代にありては現今出雲鄉村字上武敷に國廳其東に並へる同村字下武敷に郡家の二者

存在せしこと明らかなり亦門部王山雲守となり出雲國に下り國麿に在りし時思京歌外三首

飢字海の河原之乳島汝鳴者吾佐保河乃所念國

飢字の海の潮干の瀧の片念ひにれもひやゆかむ道の永手と

れはさみのみこと畏み於宇の浦をとかひに見つゝ都へ登る

と萬葉集にゐるは門部王山雲守に任せられ朝夕巳か居所近き飢字海亦飢字浦に乳島の鳴くを聞く度に
京を思ひ亦第三の歌はとかひ則ち背面に見て都に登ることを口吟めるなり萬葉集に飢字海於宇浦と詠
めるは現今の中海を云ひたるにて風土記に南入海と記され阿多加夜海とも云ふ今の梅夜山雲郷竹矢の
三村の江灣を定せり又河原と云へるは意字川の末にして此川熊野村山間より發するか故に今熊野川と
稱す其海近き末流を大庭川アマカヤ川とも云ふこは風土記に意字川源出郡家正南一十八里熊野
山北流東折入干海 有年曾伊具比とあるか如く熊野村より發し北流岩坂村を過き東北に折れ二流となり一は
出雲郷と元山代郷内竹矢村の間を流れ一は山雲郷の中央部を流る之を古川と云ふ其流過する各村名に
依てかくは稱するなり上の歌共に就て考ふるも此海川近き處に國麿の在りしこと疑ひなきのみならず
村名に國名二字を冠せしを以て見るも出雲郷村に國麿の在りしことを證する價值十分なりとす

出雲郷と書しアマカエ或はアマカヤと稱呼するに就て大日本地名辭書に出雲郷和名抄意字郡神戶郷出
雲郷は風土記に出雲神戶と云ひ和名抄には神戶郷と爲せと土俗出雲郷に依りアマカヤ或はアマカエと
云ふは本郷に阿多加夜社あれば也今出雲郷村よみて、あたかやと云ふ云々と云れたる和名抄意字郡神

戶郷風土記出雲神戶は今出雲郷村の地なりとは實地踏査の足らざる爲め生じたる誤解なり風土記に出
雲神戶郡家南西二里廿步云々と明記せりされば先昔時郡家所在の位置を定めこれより南西に方て測定
すれば其所在地の南西二里廿步今の凡十町余の里程を隔れる地ならざるへからず故に大草郷内別紙圖
面に示せる田園地なること疑ひなし而して和名抄意字郡神戶とあるは同所なり又アマカヤと云ふ稱呼
は己に懷橋談に阿多加夜社あるにまかせ云けるにや」と云はれたるに依られたるを宜し此社風土記に
神祇官に不在社の内に懸けたり次に山雲國內に出雲郷と稱へし所「あり一は出雲郡今求院出西の地を云
ひ一は前記意字郡の地を云ふ而して風土記に見ゆるは出雲郡のみにして」所以號出雲者説名如國也」
「出雲郷即屬郡家 説名如國」とあり意字郡の出雲郷の書に見ゆるは懷橋談に或人のいはく加茂の競馬の事
書たりし文を見るに出雲郷の馬一疋と云々と書るも今加茂競馬の事書たりし古書共年中行事秘抄、
本朝月令、袖中抄、日次記事、日本歲時記等閱すれども見ゆるす或は大社の隣にはあらざるか出雲國造
家に傳へ今出雲大社に所藏せる後深草天皇寶治二年十月廿七日出雲大社御遷宮の様を在國司右衛門尉
勝部外廳事六人より目代沙彌に宛たる建長元年己酉六月 日文書中流鏑馬十五番中五番平田保合のも
とに出雲郷、馬來郷、竹矢郷勳仕同前とあるに依てかくは云へるなりこれ出雲大社及出雲國造家に傳
ふる古文書中本件に關して尤も古き者なりとは宛に角出雲國內に同名郷の郡の東西に在るは何れが基
因する所なかるへからず出雲郡出雲郷にありては國引の神八束水臣津野命八雲立出雲と詔へる地なる
か故に地名となり後には國の名になれる也八束郡(元意字郡)出雲郷にありては風土記に「今者國引

訖詔而意宇杜爾御杖衡立而意惠登詔故云意宇 所謂意宇杜者郡家東北邊田中在 塾是也國八步許其上有木以茂 郡名の起る所なれば意宇の森附近一帯の地を意宇とも稱ふべき地なり然るを出雲郷と云へるは後世一國の主政所たる國府のありしより郷名に國名の二字を冠せしめたるにはあらざるかかく單純なる意味より生したる地名は諸國數多あり而して意宇郡出雲郷と稱名せるは醍醐天皇延長以後なるへしとは同時代に第四公主の敎命を蒙りて源順の脩選せられしと云ふ和名抄になきを以ても明らかなり

乙 國分兩寺の遺址

聖武天皇は續日本紀に天平九年十一月壬辰詔天下諸國國別令造國分寺とあるか如く諸國に國分寺を建て同紀天平十九年十一月己卯詔天下國國別令造金光明寺法華寺其金光明寺各造七重塔一區並寫金字金光明經一部安置塔裏又同二十一年秋七月乙己定諸寺墾田地限寺別一千町中畧諸國法華寺々別四百町とあるか如く勅寫の金字金光明經妙法蓮華經を下して諸國に金光明四天王護國寺及法華滅罪寺を創造せられたり其金光明四天王護國寺は僧寺にして法華滅罪寺は尼寺なり古來歴史上に於ける政教の關係を研究するに方りて國分寺は其最も注意すべきものの一なるへし王朝の代々の地方政治は國郡に守介大小領以下あり以て民生を治め行政司法の權皆その手にあり而して國分寺は即ち國郡に於ける祈願所として民衆をして之に參集せしめ僧尼之が教誨を司る蓋し精神界より之を支配し國司と相まらて以て民治の績を擧げんとするなりかくて政教の一致は法律的に確立せられたりされは國分寺と國府との位置關係は亦深く究むべき必要ありとす

國分寺の位置は國府に近く儼く古風なりと越登加三州志にも見ゆその創設の主意より見るもその當時に於ける地方政治の中心即國府に接近すべきは固よりなり故に天平十三年の詔勅にも「近人則不欲棄奥所及遠人則不欲勞衆歸來」とあり以て兩者の位置關係如何を知るに足る 諸國僧寺と尼寺との位置の關係は大寶令中僧尼に關する條に「凡僧房停婦女尼房停男夫經一宿以上其所由人十日若使僧不得輒入尼寺尼不得輒入僧寺」とあり相近くへからざる事となれりされは多くは相違かりし兩者の間には國府の扶まるありて凡と國府を中に於て互に反對の方角にありしものゝ如し石見國名跡考にその國の僧尼寺の位置を述へて曰く

僧寺と尼寺との隔離も凡と今道の一里はかりもありて他國なるを例として見るに合へり云々 となり明なる距離の制定はあらざりけんもその相接近せざりし事實はこの所説のことかりしなり

今出雲國々分寺に關する記事ある諸書を擧ぐれば後光明天皇承應二年神無月黑澤幸忠の著せる懷橋談

國分寺

竹屋ト云所ニムカン國分寺在リト語レド今ハ礎ノミニナ其形モナシ

とありて十年の後天和三年五月 日岸崎左久次時照出雲風土記抄を著すや

(意字) 新造院一所山城郷中郡家西北四里二百步建立嚴堂也 无 置君自熊之所造 出雲神戶院 郡ノ條

妙曰新造院一所山代郷郡家西北四里二百步者今路廿七町廿間也有竹屋村于國分寺々舊基 柱頷

垣礎之舊城今猶在矣

と鈔したる以來次に編纂せる諸書に下の如く書せり

雲陽志(意字郡竹屋)

國分寺舊跡

天平年中聖武天皇之建立古老傳云一國一寺ノ伽藍ナリ本尊藥師如來

藥師堂

法華寺ト號ス

出雲風土記解(天明七年二月十四日)

(内山眞龍著)

新造院一所云々

新造院一所云々

右解凡て鈔の説に従ふ

出雲錄(何時代の著書)

(なるか不詳)

竹屋村

此處ニ昔國分寺アリト語レト今ハ礎ノミニテ其形モナシ以下懷橋談ニ從ヒ記ス

出雲風土記考(著作年月不詳)

(横山永福著)

風土記本文前ニ舉ケタレハ畧ス

前畧此寺抄に竹屋村國分寺といへど國分寺は天平九年造建なれば國分寺にあらざる事明らかし師説に古志原村五町塙玉晴山東爾寺止古と云山畑有りて柱の根石も残り是なるへしとや已れも行見るに然ことども傳に黒田村二里とあれば符合するなり方角もあへり是なるへし四里云々は今廿三町余也

新造院一所在山代郷中那家西北二里云々

抄に山代郷中四王寺と云ありと云へり今山代村茶臼山西南五町斗り舊地ありて其通道に四王寺小路と云あり是にもやありけん

又文政天保の年間渡邊蕨糟古知今を著し

天平山國分寺本尊慈覺大師ノ作今按竹矢村ノ田中ニ舊地草堂アリ今纒ニ百歩許ノ芝生殘レリ圍一丈許ノ古木平石ノ上に丸柱脚見ニ又大石數多此邊古瓦ノ欠タル多クイカ許ナル大伽藍ニヤ有ケン唐土ノ杜子美カ玉華宮ノ詩ニ蒼鼠竄古瓦ト詠セシモ今思ヒ合セタリ

村岡眞彌が日本地理史料には

山代 有佛寺二其一出雲神戶人置君自熊所造後爲國分寺在竹屋村其一飯石郡少領出雲臣弟山建今山代四王寺是也

とある以上衆説を纏めて國分寺遺址は何れなるかを考ふるに懷橋談著者か古老に問ひたれば竹屋に國分寺ありたれと今礎のみを存すと答へしより其儘を記述せるに次て出雲風土記抄を編するに方り同著

者は風土記意宇都の條に擧げたる置君自熊の所造の新造院は竹屋村國分寺の舊基なり今一所の出雲臣弟山の所造に係る新造院は四王寺なりと鈔せる以來前に引ける出雲風土記者を除くの外雲陽志、出雲風土記解、出雲錄其他の二書何れも風土記抄説に従ひ記文せるも他に奇しむものもなく國分寺に代用せる新造院は置君自熊の所造せし新造院なりと認定するもの多しと雖決して然らず風土記に示せる前記山代郷中二所の新造院里數を案するに前者は郡家西北四里二百歩後者は郡家西北二里とあり之を實地踏査せるに後者則ち四王寺に代用せると云ふ新造院へは郡家より今路廿七町前者則ち國分寺に代用せると云ふ新造院へは今路十五町あれは抄著者の記文に反對の結果を生ず故に竹屋村國分寺に代用せる新造院は出雲臣弟山の所造せるものなりと斷定せざるべからず又風土記考著者か此寺抄に竹屋村國分寺といへど國分寺は天平九年造建なれば國分寺にあらざる事明らかし」と云へるは風土記抄出來之當時こに出雲大社の上官たりし佐草自清の説に國分寺者天平九年丁丑始建風土記天平五年勘造由是觀之非國分寺と抄に首書せりとは兎にも角にも此新造院は國分寺にあらざ」と云へるは一理あるか如くなれども金光明寺法華寺則ち國分僧尼寺を天下國別に造らしめ給ひたる當時に於て諸國皆持に新寺を造建せるか或は舊寺を代用なしたるか史に見ゆされは詳細に知ること能はずと雖二大寺を一時に建立するは時勢に依て考ふるも至難の業に屬す故に諸國新に建立せるあり又舊寺を代用なしたるもあれは出雲に於ては後述の如く國廟より程近き地に國分造寺の詔勅發令以前に建立せる華麗にして宏大なる新造院ありければ之を代用したるなるへし而して出雲に金光明寺則ち僧寺のありしことは續日本記孝

藤天皇

天平勝寶八年十二月己亥出雲國共二十六國を別領下灌頂幡一丁收置金光明寺。未爲寺物隨事用之。とあれは明らかなり下て清和天皇貞觀九年五月廿六日甲子八幡の四天王像五鋪を造り各一鋪を伯耆出雲隱岐長門等の國に頒ち各國西極界にあるを以て國司に下知して地勢高敞賊境を險峻するの道場を點擇し若道場無ければ新に善地を撰みに祠を建立し尊像を安置し新羅の來寇を調伏し併せて災變を卻退する爲め勅諭に修法せしむこれ四王寺の始にして出雲國にては山代郷中置君自熊の所造に關る新造院を代用せしなり其遺趾神名火山或は茶臼山と云ふ西南五町許小高き處にして今に其前道を四王寺小路と云ふ其修法者は國分寺及部内練行精進の僧四口にして像前に最勝王經四天王護國品に依て畫は經卷を轉し夜は神咒を誦せしむ又陽成帝元應元年勅して出雲國分寺に三寶布施穀三百斛を賜ひ延喜式にて出雲國分寺料米四万束文珠會料二千束を給すと見ゆ而して曩きに擧げたる諸書に國分寺は意宇那竹矢村にありしとは記したれど其遺趾は金光明寺なりしか法華滅罪寺なりしか詳かに知るに由なし伏て土人に就き口碑を聞き糺し遺趾と稱する地を檢するに竹矢村より隣村矢田馬淵と云へるに通ずる今路より四五町西南方に田圃の細道を行けば神名火山に連る一小山あり其半復に登れば平坦にして土地高燥加ふるに東方遙かに伯耆夜見か濱或は大山即ち大神岳を望む亦竹矢出雲郷大草春日日吉等の要地を見下し眺望絶佳眞に當時國中の民衆の精神界を支配せし教誨僧の居を卜せし寺地の在りし事を追想せしむ今は何れも田畑に開墾せり此地名竹矢村大字寺領俗稱マイニヤンと云ふ即ち國分僧寺遺趾にして而

積南北約五六間東西約十間許其田畑内に礎柱礎垣礎之舊墟今猶は散在せり此ダドニヤンの東半分の
 窟の中央に直徑四尺斗の六角形の臺石あり其上に井側様の圓柱を建つ又其上に大乗妙典二字石塔を彫
 刻したる石柱ありしか今は東側の田中に轉落して存すこれなん元藥師像を据たる臺石にして現に此處
 に西向きに藥師堂ありしことは此土地を現に所有せる西島某の祖母記憶せりと語りき而して此礎石の
 排列の様より考ふれば蓋し金堂の在りし箇所なるへし亦當時使用したる古瓦或は以後に屬するもの
 破片を存す殊に此地より得て現今安國寺に所藏する全形の古瓦は完全なる者にして當時の者なり又以
 後に屬する古瓦の存するは平安朝鎌倉時代等の諸書に記するか如く修理したる當時に使用したるもの
 なり其甚しき大破の狀を記する條項を擧ぐれば大日本史佛事志に政事要略を引き

朱雀帝天慶二年制諸國修理國分二寺料式載其數而今諸多不舉城堂塔佛像破壞甚多既無其料安得修理
 至干不得已申請正稅以充其費歲月之久頽廢加甚先皇御願堂合如此諸國宣舉填本數付國司購贖師勅治
 修治若違斯制拘留以懲怠慢

吾妻鏡十四

十一月廿七日(甲寅)近國一宮並國分寺可修復破壞之旨被仰下云々

とあり而して本遺跡に散在せる古瓦の大方赤色を帶ひたるより思へば何の頃にかありけん祝融の災に
 罹り本尊及び全堂宇を失ひたるならん尤も本尊は他に火災當時移祀したるにはあらざるかとは現今八
 束郡大庭村出雲三十三番の札所に明治維新迄同地に存在せし淨音寺本尊なりし面十二觀世音あり又尼寺

下

に就て其附近を探索するに凡そ五六丁東方に方り竹矢村宇寺屋敷宇法華寺前と稱ふる地に藥師堂あり
 日本社會事業に其本尊は阿彌陀觀世音藥師地藏等種々あり中には其後本尊の異りたるもあるへ
 く宗旨の異りたるもありこれと豐陽志に藥師堂あり寺号を雲光山法華寺と云ふと記せる堂なりける其
 堂内に在る本尊は白木造にして岩上藥師如來なり此像の高さ壹尺三寸五歩左手に藥籠を持ち製作年代
 に付詳細に檢するに顔貌等の温雅にして古色の拘すへと点より云へば蓋し推古の朝より藤原の朝と下
 らざる作物と推定するを得故て寺号を古より法華寺と稱するより將藥師佛の現存する点より推考する
 も國分尼寺にてはあらざりしかと思はるゝなり曩に諸國一宮に關する僧尼寺の距離に就て互に反對の
 方向にあり里程も相接近せざることを述べたれど相互の位置に違例あることは野津天龍隱岐に遊ひ其
 紀行をものするに方り僧尼河寺の位置五六丁を隔てたることを述べたるか如し

三 出雲國府總社及關係史料

出雲國八束郡大庭村大字大草鎮座六所神社は出雲風土記に佐久佐社とある社にして王朝時代に國內諸
 社を招き奉りしよりやかつて總社とのみ稱ふるに至れりその出雲風土記時代佐久佐社なることは今世
 に至る迄考證するものなかりしは神祇歷史上遺傳の種なる故に遺傳を顧みず今先哲の誤を正さん
 とす黒澤弘忠承應二年改稱版と著すや

佐久佐社

佐久佐ノ里ニ八重垣ノ明神坐ス佐久佐ノ社一所ト在ヘ是ナルヘシ

と記述せるより其後出雲風土記抄著者亦之れに従ひ終に正解を誤りしがこは能くも風土記を玩味せざるに基因す何となれば風土記に

大草郷那家南西二里一百廿歩須佐乃乎命御子青幡佐久日子命坐故云大草

とあるに依れば那家より南西今路古町の地に佐久佐社なる可らず然るに同神を祭祀せざる後世稱呼せし地名或は其社の祠官の姓か佐草と云へるより巫祝の牽強附會なる説を誠と信じ里程も倍數隔たる八重垣神社を其社となすこれ甚しき誤謬なりと云はざるべからず何となれば青幡佐久日子命を祭れるから即ち佐久佐とも社号せるなるへきに御父母神及御兄神を後世こゝに移祭したりと云ふ八重垣神社を強ひて佐久佐社なりと云ふに至ては固より附會なること言を俟ざるなり故に現今六所神社は式内の佐久佐社にしてこゝに王朝時代國府の齋場即ち總社と此社に設け國內諸神を祭祀なしたる事は左記古文書亦社傳並に諸書を考合すれば明瞭なり殊に中古以後本社末社中丁明神を存せり丁とは「ヨボロ」と訓み佐久佐社の祭神青幡佐久佐壯丁命を祭れるよりかくは名稱せると共に添付せる地圖にも示せる如く國廳より程遠からぬ土地に存在すると嚴藩置縣の際松江藩神祇係を勤仕せる古老眞野某は當時を談して曰く某々等八重垣神社を郷社になさむと運動の結果同社を佐久佐社と盛構え終に往古より佐久佐日古命を祭祀せし社と誤傳を遺すに至れるは近時のことなりと云はれたるに依りても研究の順序に述べたる諸國の定式にも能く合へり然るに佐々嶋城は慶雲三年以來國造の意宇郡大領を兼帶するに及びて八東郡大庭村に別館を設け此館内に國內の百八十六神を齋と奉りて惣社とせりかの神祇社はや

かくて是なり」と云へるは神職歴運者に國中の諸神社を集て一社に祭り平日は國司國造も此總社にて神祭せしことなり」とあるにより總社の原因及び之れか所管者は國司なることを証明せず國造は本來神祭を事とするか故に神賀詞奏上と云ひ將現今も傳はれる古傳新嘗祭に國內神二百八十六社を招き祭れりされは矢張惣社の齋主も國造に於てなしたる者なりと思ひ謬説を傳ふれども諸書に郡領兼帶者の別館内に總社を設けたること見ゆるのみならず之をして祭祀の長をなさしめたる事なく必らず國司自ら祭祀を掌りしは總社の原由に述べたるか如し次に惣社本來の性質上より論するも國司に隸屬したる總社と國造所祭の社と各別なる事明らかなり而して諸國總社の如く六所明神並に六所宮と稱したること

新編相模風土記 陶綾郡國府新宿

六所明神社當社ハ本州ノ總社ト唱ヘ當村及ヒ國府本郷生澤虫窪四村ノ鎮守ナリ(中畧)古ハ柳田大神ト號セント云 柳田ハ所在ノ 祭神ハ稻田姬命ニシテ素盞鳴大己貴ノ二尊ヲ合祀ス崇神天皇ノ御宇勸請アリ 古名ナリ 高座郡宮山 二宮 郡中山西村 三宮 大住郡三宮 四宮 ント云例祭正月三ノ日護摩ヲ修行ス五月五日國中一宮 村ニアリ 同郡四宮 村ニアリ 及ヒ平塚新宿ニ鎮座スル八幡ノ神與神揃山ノ前村ニ集リ一人ハ三種ト號セル鉾ノ如キモノヲ馬上ニ押立又一人ハ守公神ト號シテ神ヲ持テ次第ニ列シテ神揃山ノ下高天原ト云所ニ至ル彼五社ノ神與次第ニ山ヲ下リ爰ニ至リ神事終リテ歸社ス此祭事ハ養老年間ニ始ムト云ヘト未詳ニセス

武藏國總社六所宮緣起

武藏國總社六所宮者人皇十二代景行天皇四十一年五月五日云々

上野國志神祇鏡座總社六所大明神

都賀郡國府にあり社ある所を總社村と云なり

當社祭神は木花咲耶姫命にて相殿は天照大御神天忍穗耳尊日子香能羅々尊日子穗々手見尊大山
社命なり

吾妻鏡

治承四年十月十六日乙未今日令進渡駿河國輪(中興)今夜至千相摸國府六所宮云々

とあるか如しされと國府總社と六所神社とは起源の異なりたる上より論すれば次の如く區別せるべ
もす

伊能類則曰武藏國にては古しへより國府近く國魂神社のねはしとに國府下向する世となりて其社に國
内諸神と配祭て國の總社と稱せしなるべしとるを其中に取分て六所の神等と別處に齋記り總社とも六所宮と
も稱ふるは如何なる故にかわらむとの六所も同じく國內諸神の中なるものと殊に取分奉らむ事ある
まじき事なり然れば總社と六所宮とは社も祭神も固より同じからざるものと總社とも六所宮とも其稱
を互にし或は總社六所宮と連稱するは後の誤なるべし」と云るか如く國府齋場は國內諸神を總合て祀
るが故に總社の稱あり然るに六所宮とて別に祀れるも其諸神の中なるを總社六所宮と連稱するは誤
るべしと云へるは同氏の卓見の程歟するに余りあり又狹渡容盛か總社或則に武藏相摸の總社も國內諸

神の中にかの六所をもこめて皆には總社と稱へ別ては六所宮とも稱へ後には總社六所宮と連稱するこ
ともたのしから出來たりしなるべしと云へるも理にかなへる説なり而して總社六所宮と連稱せしこと
の始めて文書に見ゆしは應永正長の時代にして吾妻鏡には卷廿八に武藏國六所宮拜殿破壊有修造之儀
云々とあれば本書著述時代には已に總社と六所宮と一に混稱せりと見ゆさては其混雜かくの如く七百
年以前の事に属すれば古書に依ても猶精細に知ること能はずと雖總社は則ち六所神社なり六所神社は
總社なりと云こと能はざるなり而て出雲國總社に六所の神を奉齋せる年代は史料の缺乏と古老傳のな
きを以て判明せざれども左記蒐集の史料に依れば蓋し王朝の末に至り國司遷任の結果其祭事を出雲國
造並國分寺僧をして代勅せしめしより總社の境内に國分寺僧か尤も崇敬せる國內の諸神中六所の神を
奉齋せしならむ其奉齋神名は本社に關する史料中安國寺所藏元國分寺舊記斷片に就きて知るべし猶當
時より以後の社名依然として總社と稱またることは年号不詳十月八日左衛門尉祐兼より綾小路大夫判
官へ宛たる文書「元久二年四月廿二日遠江守より出雲國守護所への文書」建長三年八月 日「同七年
二月 日」康元二年二月 日「正元二年二月 日」の六通其何れも同じく總社とのみあり而して六所
大明神と記せるは天正三年秋上左衛門尉の筆録せると云ふ本社由緒に關する文書にあると寛政文化年
間に編纂せるものならんと思はるゝ出雲國六社緣記及渡邊齋出雲神社拜記にあるのみなり亦總社並
境内六所宮を一社に合記したる事は社傳に天文三年大内義隆出雲國に乱入尼子を討たんとするや其本
城富田城を襲ふに方り本社々地諸建宇宏大なるが故にこゝに立籠り數々苦戦したれと終に利あらず敗

走するに及び火を放ちて退きたりその時兵燹に罹り鳥有に歸したり后に尼子一社を建て假りに遷座したりと社傳に見ゆ之に依て考ふるに蓋し總社六所とは境内六所宮を總社宮と共に此際二所に合祀したるにより天正の頃より稱へ來れるなるへし其證は左記本社關係史料古文書中天正八年霜降皆毛利家老春忠棟如の秋上左衛門尉に宛たる文書に惣社六所年中御祭之儀云々とあればなり又國府總社としての二証となすべきは本社に於て明治維新以後今日に至るも執行する祈年穀御田饌神事なり本神事の沿革を按ずるに往昔諸國總社に於て行はれし祭典は歴代の史籍に散見せるか如く祈年班幣を始踐祚大嘗祭或は國內各神社に神階を進められ或は臨時奉幣或は臨時大赦其他種々の神事にして其祭事ある毎に諸國に於ては國司即ち長官以下齋戒して國衙齋場に會集して神事を執行せり其種々の神事中第一位に置きし祈年班幣を國大層に國祭として執行せる事見ゆたり如此王朝時代には祈年班幣を國祭として盛に執行したりしも鎌倉時代となりては次第に衰へ終には本社に關する史料文書中に引ける元久二年四月廿二日遠江守より出雲國守護所に宛たる古文書に見ゆたる如く惣社神官等と鎮座地たる大草郷地頭代官家重と互に神領の押領を擅にせんとし陳狀を鎌倉に送りければ守護人の沙汰として召問し兩方の仔細を聞札を道理に任せ狼藉を停止すへき下知をなしたるか如く從て祭事も乱れけり後南北朝となり觀應元年二月十五日左記文書を發し神勅も代理者をして執行せしむるに至る本文書は神職僧侶の職權上の争より偽作せしものならん紙質と云ひ文牒と云ひ何れも後世に屬し時代文書の價值十分ならざれども本社由緒記に年中七十余度の祭祀あり中にも三月五日はミケンの神事とて中畧古は勅使も下向ありしに中

古熊野神主へ勅代の官言有て毎歲熊野神主神官等並向して神事をなしぬとあるか如く例令偽書に屬するも現に其神事と熊野の神主に於て棟梁者となり行ひ來りこれに附屬する行列圖をも同家に傳ふるを以て引証することとはなしぬ又徵証なき事ながら勅代を蒙りし熊野大納言とは當時の出雲國造なりと松田春平出雲國神社考に云へり

(熊野文書)

依繪旨熊野伊勢宮同權現大草六所大明神右三ヶ所社之儀神勅共其方へ相渡申候如何様茂我等不存願入存候謹言

觀應元年二月十五日

左大臣 藤原 實家

比婆山社官熊野大納言とのへ

とあり而して其祭典を執行するに方り神饌へ供ふる神饌及び儀式は下の如しと古老の口傳に傳ふ

- 祈年穀御田饌神事願御祭典御供物品
- 一御飯 一神酒 一御餅 一御粽 一煎餅
- 一ツカメ 一ツキマヘ 一十葉マヘ 一キヌカツキ草
- 以上九色

御勅使禮酒式七返メ

一初春ハ米三合祭ニツニ返メ米三合餅ニツニ返メツカメ四返メ煎餅七五返メ十葉マヘ六返メキヌカツ

キキ七返タノキアヘ

以上

是より神事式有り御サキノ陵へ御幸アリ列式

御神輿附神官二十五人

勅使列式先弓二挺 長柄鎗二本 御旗八本 御鉢六本 御幣四本 前騎一人 大槩
防御弓二挺 沓籠一荷 挾箱二荷 ユキノ矢二人 勅使 御輿八人昇 大刀二腰
長柄傘一本 長刀一振 後騎一人 大善防 騎馬二人 國司 檢使 勅列
五十人社官共七十五人

又熊野大納言勅使を蒙りし後徳川時代の末世期に於て地方古老の記憶に存する出迎の儀式は下の如し
熊野大納言被勅代面々出迎儀式

毎年三月十五日勅仕

一御サキノ前途郡役周藤平左衛門出迎 上下ヲ着ス 是ヨリ先案内ノ役ヲ勤ム 此社田造權神主吉岡治部大夫出迎

總社鳥居前造淨音寺 安國寺 國分寺 和尚各一人出迎勅使通掛御目見勅使は吉岡治部宅着候

御田饌神事行列繪圖は別紙寫の如くにして今猶熊野神社に存す

附記す本社由緒記及び觀應元年十二月十五日文書を引き勅代と書るは彼の白山之記に國勅使國八社
詣奉御幣云々と同じ意味の勅使にして想々京都より差遣せられたるにはあらず白山記に見ゆる國

勅使は國廳より捧ぐる幣物を持參する使なるか故に國を冠せしめたるなり猶云はく國廳より捧ぐる
幣物は國司の捧ぐる私幣にはわらて官物なればなり

關 備 史 料

出雲風土記云

大草郡那家西南二里二百二十步須佐乃男命御子青腰佐久佐比古命坐敷云大草

同記云

佐久佐社

在神祇官

文德實錄云

仁壽元年九月乙酉青腰左草壯丁命授從五位下

三代實錄云

貞觀七年十月廿八日丙子左草神授從五位上

同十三年十一月十日壬午左草神授正五位下

元慶二年二月三日乙亥青腰佐久佐壯丁神授正五位上

以呂波字類抄云

左部 佐久佐社

安國寺所藏舊記云

佐久佐抄券 眞名官男林權現 魂林宮女林權現 安産宮大日靈尊 武庫宮毘沙門天 八雲宮大國天
仁王經主 普門經主 般若經主
聖導講師 國分寺 監寺 注記 安國寺 副守 證義 淨音寺
(出雲大社文書)

袖判

每度國檢大社惣社等上分度別事于今週々之由國造令申任先例早可致其沙汰之由可令下知給之旨國宣所
候也恐々謹言

十月八日

左衛門尉祐兼

謹上綾小路大夫判官殿

(北島文書)

出雲國惣社神官等訴申大草郷地頭代官家重根藉條々事

下給神官等解狀於大草郷地頭助光之處陳狀如此兩方之申狀已奉着何用捨離斗但所詮者助光者大草郷之
外可停止自由之押領又神官等寄事於神慮不可濫行者也

早爲守賤人之沙汰召問兩方之仔細任道理可停止彼此根藉之狀依錄倉殿仰下知如件

元久二年四月廿二日

遠江守花押

出雲國守護所

袖判

副宣 留守所

可令爲國造義孝沙汰勤仕惣社

燈油 文字 磨滅事

右於料田者自往昔雖被宛乍引募彼料田貳町壹段七段竹矢郷七段山 代郷七段出雲郷云燈油云承任彼本領主令到解惣云々
依之令改易本領主所被付當社也然者爲義孝沙汰引募彼料田云每夜燈明云參人承任等就内外有限所役等
雖一事不可在解惣之狀所宜如件留守所宜承知者依宜用之以宜

建長三年八月日

大介高階朝臣

袖判

副宣 留守所

可早爲國造出雲義孝沙汰引募惣社

八月朔幣料田令勤仕被所役事

右件朔幣田於出雲郷内壹町者依有子細改助時沙汰所被宛行義孝也然者任本跡雖緩之無相違令引募有限
所役無解惣致勤仕可令領掌之狀所宜如件留守所宜承知者依宜用之以宜

建長三年八月日

大介高階朝臣

(千家文書)

袖判

應宣 留守所

可令早爲國造出雲義孝領知伊斐再社燈油田並惣社御神樂田貳町大草郡壹丁燈油竹矢郷五反事
御神樂山代郷五反同
右件燈油並御神樂田者年來元願引基之雖令勤仕被役依在廳等訴訟被追出府中畢然者爲義孝之領知令勤
仕被役等可奉致

聖朝國家之御祈禱向後更不可有違亂之狀所宜如件留守所宜承知者依宣用之以宣

建長七年二月 日

大介卜部宿願

(千家文書)

袖判

應宣 留守所

可早令國造出雲義孝進退領事
伊斐諾伊斐再並惣社神田神島等事
右件神田神島等者條々當御任○○被成下御廳畢所被載于細于狀明白也於彼神田神島者依敬神一向令寄

進彼社候畢雖永代全不可有違亂國造義孝子々孫々令領知可致公私之御祈禱狀所宜如件

康元二年二月 日

大介三善朝臣

(千家文書)

袖判

應宣 留守所

可早令國造出雲義孝知行惣社安居師免島在大草郡並
河里村內同鄉內江原高貞跡島壹所事
右件安居師免者爲彼社領國造進退由依申請所宛給也於江原以下數字
磨滅依敬神之忠所令寄進也云彼安居師免云
江原島限水代無違亂令領知可致公私之御祈禱之狀所宜如件

康元二年二月 日

大介三善朝臣

(千家文書)

袖判

應宣 留守所

可早免立經田壹口惣社仁王事大草郡
右件經田事雖可被顛倒依令申爲往古經田之由被免立之但今年於國令勘合承元院使檢注文書於有相違者

可立其沙汰之狀所宣如件

正元二年二月 日

(千家文書)

袖 判

廳 宣 留守所

可早重免立經田二口事

一口惣社仁王經田在大草郷

一口神魂社大般若經田在山代郷

右件經田爲往古經田之上承元院使檢注文書無相違而留守所被妨之由國造義孝訴申早可停其妨之狀所宣
如件在廳官人等宜承知勿違失以宣

文永元年十月八日

大介 平朝臣

(北島文書)

前畧總社普門經田 云々

文永二年八月十日

(本書ヲ見サレバ
信偽判明セス)

相模守平朝臣時宗

(北島文書)

前畧總社般若經田 云々

文永二年九月 日

守護人前信濃守源 花押

(本書ヲ見サレバ
信偽判明セス)

(出雲大社文書)

袖 判

廳 宣 留守所

可令早以當國三刀屋郷宛造

惣社田途料事

右件社造替入絶頂危過法云々 緣依難默止所寄附彼郷也早停止地頭請所並國使入部以色々乃實遂年結解
爲社家沙汰可遂營作選官之狀宣如件國宣承知依件行之以宣

文永三年四月 日

大介 藤原朝臣

(北島文書)

總社守護職之儀國造泰孝行代可被勤仕之狀

正應二年四月 日 散位平 花押

(本書ヲ見サレバ
信偽判明セス)

(出雲大社文書)

袖 判

應 宣 留 守 所

可令早以當國三刀屋郷憲社用途事

右件社造替久懸傾危過法云々緯依難默止去々年雖被寄附乃白郷勳力猶難單之上先々被付當郷云々仍所
立替也早停止地頭請所並國使入部以色々乃貢遂年々結解爲社家沙汰可修營作遷宮之功之狀所宣如件國
宣承知依件行之以宣

正安二年後七月 日

大 介

(千家文書)

國造泰時

ゆつりわたふ

こくさうしきならひにさつさ大社かんぬしき所たいらの事

右くたんの(中畧)所うしやりやう云々

徳治二年十二月五日

國造兼大社司出 雲 泰 孝 花押

(千家文書)

國造清孝

さりはたす

いさなき いさなみ さつさ大社 所。う。社。

と山の社 ゆやの社 みささ社 神 田

經田等事

右神經田等ちうもん登卷うらをふうしてこれをつかはすこのひ年をまふりて所のさたをいたし領知す

へき狀如件

文保二年十一月十四日

國造兼惣檢校 出 雲 孝 時 花押

國 造 三 郎 殿

(秋上文書)

出雲國國府總社 神主代職之令
出雲國國所

右令補任彼職也任先例與行神事可專祈禱者社家宜承知依補任之狀如件

應安三年三月廿八日

せんげ花押

(出雲大社惣掾校出雲宿禰孝宗)

(安國寺文書)

安國寺領於佐草社自往古無領家職之由自寺家被欺申候間所一字不明申候也向後於彼所不可有領家之沙汰之狀如件

康曆三年二月廿九日

花押(京極高詮)

安國寺

(同前文書)

安國寺領意宇郡内佐草社事任能仁寺判形之旨領掌不可有相違之狀如件

文安二年十二月十七日

大膳大夫花押

住持

(同前文書)

雲州安國寺領佐草社並竹矢郷當寺敷地分四段半役者工采事所免許也於向後可為此分恐々謹言

文安六年

持清花押

四月八日

(同前文書)

出雲國佐草社別火私領分事爲闕所充行牛尾左近將監之處社頭寺領令混亂其煩非可之旨欺承間且者爲敬信且去任寺家文證停止牛尾綺悉皆返付寺家專神事勤行造榮以下守先例計可致沙汰之狀如件

康正二年四月十五日

花押(持清)

安國寺

(同前文書)

佐草別火跡事爲闕所余人相斗候仍此役並寺家年貢等聊相違之儀候者承知如先々可有沙汰由堅可申付候恐々謹言

閏四月十七日

持清花押

安國寺住持

古老傳曰

永錄五年當國ノ大守尼子滅亡后毛利元就當國ヲ領シ同八年乙丑三月同氏ヨリ總社六所へ神領百石ヲ寄附セリ(古ハ百余町歩ノ領地ナリシト)

(秋上文書)

總社六所年中御祭之儀自元棟御神田悉被附置如先神官職有御裁判諸祭禮無怠慢樣被仰付於御神前可抽御惡行精誠之由能々可申付旨恐々謹言

天正八年霜月八日

春 忠
椽 如

秋上左衛門尉殿御宿所

(秋上文書)

- 一 總社神主別火祈御寄進物何堅固可被相抱事
 - 一 御神馬葛籠物社徳等儀者皆如先規可有裁判事
 - 一 總社諸芻御神前向祀可有精誠樣堅可申付之事
- 諸神事任先例筋目無怠慢候樣可有下知國家之御祈念精事可申旨謹言

天正十三年二月二十六日

桂與三兵衛尉

春 忠

秋上左衛門尉殿

(秋上文書)

總社神主別火知行田島宮司社徳之儀者如前々無相違附置之由全有裁判國家之御祈念可被兩丹精事肝要也依一行如件

天正十三年三月廿六日

元 春

秋上左衛門尉殿

懷橋談云

大草村ハ青幡佐久佐比古命坐故大草ト云

出雲風土記抄云

大草ハ古今同シ在意字那家西南二里一百二十歩ハ今距離十四丁路計指方共相應大草村也

雲陽志云

大草村青幡佐久佐日子命坐故大草ト云フ六所社御田饌ノ神事アリ往古ハ勅使モ來レル也

出雲鑑云

大草ハ那家西南二里一百二十歩須佐之男命御子青幡佐久佐日子命坐故曰大草

大草ハ古今同在二里一百二十歩ハ今十四町也則チ大草村ニ當ル也

出雲國六社緣起云

(本書は秋上文書にして寛政文化年間編纂せしものゝ如し)

六所社

意字那大草郷六所大明神は出雲惣社にして雲陽第二の社なり風土記に由宇社とある是なり意字と号する所謂は八束水臣津野命初而國の小所を作り給ひ此御社に御杖衝立て意惠登詔ふ故に意字と云ふ則意字の社われは當郡の名とす所謂意字者社東北邊田中在塾是也と云々

社の前に流るゝ川を意字川と号す那家正南一拾八里熊野山川より流れ入海と記せり此所より意字の郡名起れり天平年中國分寺建立以后別當として竹矢村國分寺より此社まで拾八町廻廓續本社五社あり男

林權現女林權現稻村社安産當社子原木社宮常社あり國分寺退轉以后も神田數百町有て年中七拾余度之祭禮あり中にも三月五日はミヅケの神事とて熊野大神宮當社へ神幸の大神事あり古は勅使も下向有りしに中古熊野神主へ勅代の宜旨有て毎歲熊野神主神官等參向して神事をなしぬ又其式繁多故に累之天文十一年大内義隆當國に進發の砌兵火によつて宮殿燒失其后尾子家より飯殿一字建立有て郷中末社等建立

境内計り同以御國主より建立なり永錄七年毛利元就より先規之通神田寄附し玉ふと雖堀尾家に至り神領不殘沒收せられ恒例之祭祀今咸々廢之現今本社大社遊り南向貳間半四方内殿六社

中殿 伊奘諾尊、左天照太神、大國主神、伊奘冉尊、右熊野櫛御氣野命、青幡佐久佐比古命、中古以後明治維新迄の末社々名並祭神

王子社 所祭神 五男三女

丁明神社 祭神 青幡佐久佐日子命

里緒權前社 祭神 葦原醜男命

伊勢殿 社無之伊勢森と号す 熊野大神宮旅所

有神納御崎御旅所にも比婆の山此地出雲神戶司熊野大納言地也

隨神社 豐磐間戸神 櫛盤間戸神

通殿 拜殿 御供所 鳥居一臺

社の前を流るる川と音無川と云昔在原の行平當國下國の時此所にて五社神と齊起せられ御菟の歌に流れ來る川はすみけり音無の

みなかみさよさ伊勢の神々 正三位行平

と詠し玉ふとなり川上に熊野天照大神の社あれば如此詠じたるにや

出雲神社神拜記云

大草六所大明神 祭神 青幡佐久佐日子命

當社は當郡六社の一なり此邊廣く大草郷と云古書に須佐乃男命の御子青幡佐久佐日子命坐故大草と云ふ則ち當社明神是也

總社或問云

出雲國は意宇郡和名抄國府在意宇郡大草郷大草村に六所大明神と稱す御社は則ち當國の總社にて其六所は熊野神社佐久佐神社揖夜神社以上三社 神魂神社伊奘諾神社八重垣神社以上三社 なること本社に正しく傳へ來れりとぞ

附言六所とは熊野佐久佐揖夜神魂伊奘諾八重垣の六社なること六所神社の傳へなりと記述せるは誤なりとは古くより出雲國造家に於て大社觸下意宇六社と稱して左記六社を大社及び國造家に關係深き社とし六所神社に此等諸社を祭りたると云にはあらず

以上諸書の外出雲式社考官社參詣記出雲國神社考に青幡佐久佐日子命を祭れる社は八重垣神社なりと

記述せるも巖に述へたれば尋ず亦大日本史神祇志に同様に記せるは其引用書の誤謬を承けたる結果なり

神魂神社及御祭神考

神魂神社は延喜式にも風土記にも見ゆる社にして國內總社なりと云ひ將延喜式風土記に載する所の岩坂神社なりとも論し甲論乙駁終に兩者何れとも歸せず確然たる定説の無きは史界の爲め亦神社の爲め遺憾の極なり何故に甲乙の論難確定せざるかと云へは兩者共に未だ關係史料の研究足らざるに基因す故に先づ本神社に就きて拙考を述ふる前に於て神魂神社に關する諸史説を擧げ慎重に史見の斷案を下す事とはなしぬ

懷橋談云

大庭ノ保ニ伊奘冉宮アリ正殿東面内殿右ヨリ入テ西ニ向フ凡ソ殿ノ制大社伊奘諾伊奘冉兩社八重垣ノ明神ノ社皆同シ内殿自餘ノ社トハカハレリ何レモ内へ入テ側向タルハ奇ナリ此神ハ伊奘諾ヨリ先ニ神退マシマス故ニ神魂明神共イヘリ

出雲風土記抄云

石坂社岩坂社者大草郡岩坂村靜坐神納山伊佐奈彌命神魂社也中畧其后乾方去十五町遷祭于大庭神魂大
明神乃是也云々

雲陽志云

大庭社

伊奘冊尊之神廟ナリ正殿東面内殿右ヨリ今西ニ向凡内殿自餘ノ社トハカハレリ祠官談リシハ此神伊奘諾尊ヨリ先ニ神退マス故ニ神魂明神也云ヘリ一書ニ曰紀伊國熊野有馬村ニ葬ルトモ出雲ト伯耆ノ界比婆山ニ葬トモ兩説也女神カクレ玉ヒシガハ男神追ツキテ逢玉フニヨモツヒクイセリト宣フ故ニ男神ヲタナントテ飯玉フ事日本紀ニ詳ナリ古事記舊事記ニモ比婆山ニ葬ルト謂リ昔ヨリ斯所ヲ比婆ト号シ侍レハ兩國之界ニ非ス或人曰比婆山者能儀郡母理郷日波山也日波ト比婆ト和訓同シ八雷ノ神ヲシテ伊奘諾尊ヲ追來時尊十握劍ヲ拔玉フ處ハ同郡級山ナリ惡鬼ニ桃三顆ヲ擲玉フ時惡鬼オソレテ歸リ去ル所ヲ來魔返リト云伊奘冊神身親追來リ玉フ時千人引ノ磐石ヲ以テ坂路ヲ塞ク所ハ日吉村級山ト岩坂村神納山トノ中間ニアリ奈美尊之神魂靜リ坐ノ所ヲ神納山ト号ス其ヨリ十五町去テ今ノ地ニ遷シ祭ル故ニ日波村ニ本社ナシ天正年中大江輝元造營ノ文アリ其後代々ノ國守建立シ玉フ凡神社ニ門客人トテ兩神アリ此宮ニ門客人一神アルハ伊奘冊宮ナレハ男神計客人ト成玉フトシ祭祀正月元日ヨリ年中之祭式品々アリ毎歲十一月申ノ卯日杵築國造此宮ニ來リ新嘗會ヲトクヲコナハル是古來ヨリノ神事ナリ百番之舞火キリアリ此時火利板六枚ヲ熊野之宮太夫持參スレハ國造ヨリ編ヲ玉フ時魚ノ大小ヲネキヲウ是亦祭禮ノ法式トス杵築國造代カハリ火嗣ト云ヘルモ當社ニ來テノ事也一年隱岐ノ國後鳥羽院之御墓へ勅使水無瀬中納言氏成下向ノ時此宮ニ參リ玉ヒテ詠シ玉フ短冊

メシリアヒシ神ノ慮ヤウキ橋ノ初モンルク世ヲ渡ル哉

天正年中豊臣秀吉朝鮮征伐ノ時細川玄旨筑紫へ下リ玉ノトテ此州へ立寄當社ニテ

ソノカヨヤ左右ニメクリアヘル契リ繕セメ天ノウキ橋

神前ニ古キ釜アリ新嘗會之時釜ノ神事アリ

出雲風土記解云

石坂社 鈔云靜坐於大草郷岩坂村神納山伊佐奈美命神魂社也後迁坐于大庭謂之神魂大神乃大社兩國造
年々仲冬中卯日到來于此社齋嘗於新穀新菜又曰出雲神戶亦移此處今相殿所坐也云へり此神戶ハ熊野
坐加武呂乃命ノ神戶也

鈔本日波村之石窟と陵所とす可尋

出雲國式社考云

磐坂神社 風土記に磐坂社とあり岩坂村にあり風土記秋鹿郡惠曇條に須佐能乎命御子磐坂日子命云々
とある此神を祭れるなり今磐裂神を祭るといふは非なり

出雲神社巡拜記云

西岩坂の神納山は高十丈許周百箇古は神祠ありしと云ふも今は亡し此山と日吉の劔山の間に大なる岩
石あり之と千引岩と云ふ伊奘冉尊のまへへられて靜り玉ふ遺跡也

出雲國神社考云

石坂社 式云 磐坂神社

西岩坂村にあり祭神は磐坂日子命なり 秋鹿郡惠曇郷下に此神の御事あり 然るを今は八社傳を失ひて磐
其處にて委く云へし

裂根裂などあらぬ神々を祭りて磐坂日子命は少も其論なきはいかにとや

雲州式社集説云

磐坂 日吉村神納山ハ劔山ヲ去テ五丁許伊奘冉命神玉靜リマヌ地今大庭村ニ移祀今ニ神魂社ト云云々

出雲風土記者云

石坂社 西岩坂村の山の半復に御社在て神威恐縮事世人のしれるか如し

今亦(中畧)岩坂は岩坂彦命の座よりの名大庭は國造の大にはよりの名なるへし今國造の火繼行ふ也

出雲録云

大庭ノ保ニ伊奘冉宮アリ正殿東西内殿右ヨリ入テ西ニ向テ凡殿ノ制大社伊奘諾伊奘冉之(中畧)神職ノ
者語リシハ此神ハ伊 諾ヨリ先ニ神退去ス故ニ神魂明神共イヘリ

石坂社大草郷岩坂村神納山伊佐奈彌命魂社也按古事記等謂伊奘冉尊神去葬出雲之國與伯耆國之界比婆

山者是母理郷今日波村山 日波與比婆 此時使八箇神師黃泉軍追來於伊奘諾尊其時尊拔十握劔所者蓋所在

于意宇郡岩坂日吉平原三箇界劔山是也其妹伊奘冉神身親追來々時以千人引磐石塞其坂路之所者是即在

乎日吉村劔山與岩坂村神納山之中路之磐石是也其後乾方去十五町遷祭于大庭神魂大明神乃是也摩古池

日波千廟社者此謂乎

式外神名考云

出雲國式外

伊弉冉社在大庭郷

冉社々説神魂明神此山ヲ比叢山云傳

倭朝案云

大庭の社は出雲意宇郡にあり殿側大社も同と伊弉冉伊弉諾兩社

神社書録云

磐坂神社

磐坂は伊波佐加と訓へし○祭神磐坂日子命歟

○西岩坂村に在す今小坂明神と稱す雲陽志巡拜記例祭 月 日○出雲風土記 秋鹿郡 須佐能乎命御子磐坂日子命云々とあり此神なる事決し 惠曇郡

出雲稽古知今云

大庭大宮 伊弉冉命ヲ祭リテ神魂社ト云へ古ハ杵築ノ國造十一代ノ間此處ニ住シテ今ハ國造ノ毎歲十一月卯日ニ祈禱會ノ祈禱所ナリ今モ其時ノ火乞フ其火熊野大社ノ山ヨリ出ル故ニ火出始山ト云此處ノ記録ニ出雲國一宮日本火初也祭禮正月七日之御祭事ニ火ヲ上ケ社ノ別當罷出附而意宇郡内熊野ノ庄五百貫並ニ山川共ニ寄進スル狀如件建久貳年六月二日頼朝判別當三位中將とのト有尋氏公ノ證文斯ノ如シ三位中將トハ國祖ノ祖カ明德年中佐々木大膳太夫ノ書ヨリ或ハ鹽冶高貞書杯ニハ大納言殿トア

リ國造此處ニ居ル時香水ハ眞名井ノ水ナリ今モ神名樋山 俗ニ云 茶臼山ノ辰巳ニ眞名井ノ瀧アリ此水ナリ延喜式ニモ此處ノ社ヲ眞名井社トアリ今杵築ニテ能キ水ノ出ル所ヲ眞名井ト名附テ呑ム

大日本史神祇志云

出雲

意宇郡四十八座

磐坂神社 風土記作石坂舊在岩坂村神納山后 蓋祀伊弉冉尊太古陰神自黃泉追陽神至岩坂陽神乃以磐石塞

坂路陰神不能復追而止故祀之此地號神魂大神 參取日本書紀 出雲國造每歲中冬仲卯薦新殿享之以爲例云

出雲風土記鈔

大日本地名辭書云

延喜式磐坂神社(風土記石坂に作る)西岩坂の小坂明神是なり相傳ふ伊弉冉尊の神魂を祭り千引岩の舊跡也

以上の諸史に依りて考ふれば懷橋談に「大庭ノ保ニ伊弉冉宮アリ(中畧)此神ハ伊弉諾ヨリ先ニ神退マシマス故ニ神魂明神共イヘリ」亦岸崎時照出雲風土記抄を著すや懷橋談を引用すると共に該社の祠官秋上某に式外の如何を尋問し祠官の所説に従ひ「岩坂社者大草郷岩坂村靜坐神納山伊佐奈彌命神魂社也(中畧)其後乾方去十五町遷祭于大庭神魂大明神乃是也」と記せり此後内山眞龍出雲風土記解を著すや鈔説に従へり是等三書に就て價值を論ずれば今日の如く科學的に研究をなさず祠官の附會説を其儘

に記せるとは懐橋談の後坂真龍の出雲行に依て明らかなり故に正否十分なる著述と云ふへからずされは以後に出来せる雲州式社集説及び出雲欽出雲稽古知今等も亦然り近來巫祝か利慾にのみ汲々として前書並に大日本史神祇志及び左記皇典講究所の答辨に依て風土記延喜式に見ゆる石坂(或は磐坂)社は今神魂社なりと云へるは無稽も亦甚しその皇典講究所答書は下の如し

延喜式所載出雲國意宇郡岩坂神社の事につきて取調を本所に請求せられたり

依りて按するに質疑書別紙に列記せられたる諸引書即ち懐橋談出雲風土記解雲洲式社集説等は皆稀世の古傳書若くは實地探踏に原きたるものにて水戸家大日本史も専らこれ等に依られたるもの、如くなればこれら諸説を徵證とすること實に當然ならむ

而して明治四年調査神社明細帳及教務省編纂特選神名帳に出雲國意宇郡岩坂村大字西岩坂村なる小坂神社をもてこの社としたるよしなれどもとは何によりたるか他に徵證を見すされは今は前文引用せる諸書に據るを正しとすへし

右答辨す

明治廿八年七月十六日

皇典講究所

と断定せるを無稽なる所説と云へるは例令碩學鴻儒の説と雖も必らず非難すべき欠点なしと云ふへからざるのみならず曩きに述べたるか如く懐橋談以下の説は祠官の任意に附會せる説によれり或は之を引用し記述したる書籍等なればなり又折角苦心の結果になれる明治四年調査神社明細帖及び教務省編

纂特選神名帖に岩坂社は意宇郡西岩坂村小坂神社なりとあるは前記梅之會大人著出雲國式社考及び松田春平著出雲國神社考に出雲風土記を精細に研究したるの結果本社祭神は磐坂日子命にして現今の小坂神社なりと考証せるは尤も確説なり其を引用したることを知らず妄りに「何によりたるか他に徵證を見すされは今前文引用せる諸書に據るを正しとすへし」と答辨せしは殊に大なる粗漏にして斯道に忠なる者にあらざるなり

元來大庭の地たるや崇神紀に「七年定天社國社及神地神戸」とある時に定められし出雲神戸にして熊野杵築河神社の神領地なることは出雲風土記に詳なり出雲國造の祖先意宇郡の大領を兼帯するに方り出雲郷なる國廟那家にも程遠からぬ此地に別館を設け郡政を執行せり而して此地に別館を設けたるは戸令に「神戸爾麻田租並充造營及供神調度」とあるか如く尤も關係深き縁故地なればなり亦神祭せる蓋藤を採ぬるに祖先天穗日命出雲大社の祭主となり其子孫代々神賀詞を朝廷に奏したり而して出雲國造意宇郡領兼帯の時代にありては其別館内の一部を則ち神賀辭に見ゆる伊豆能眞屋なりける次に賀詞に伊射那岐乃日眞名子加夫呂伎熊野大神權御氣野命則ち熊野神社祭神須佐之男大神國作坐志大穴持命則ち出雲大社の祭神を始め國內二百八十六社に坐す皇神等を意宇郡大領兼帯以後は別館内の伊豆能眞屋則ち齋屋に於て招祭たりされは今に地名を大庭とは云ふなり故に大庭社の大庭は^{オホニ}大嘗の同音轉なるべし又社名神魂と云ふ字義に就ては伊斐再尋の神御魂の鎮りますよりカムヤマトと云ふとか佐々鶴城は出雲國造神賀詞に伊都閉黒益之天能眼和彌齋許母利与とあるより國內諸神を祭る御酒をカムヌと云ふ意なる

へしども云へりされ考ふるにははもらて延喜式に國造遠國原齋二年」とある其原齋中國内諸神の御魂を招き鎮り祭ると云ふ意よりかくは稱へたるにはあらざるかとは神賀詞中に神産巢日御祖命之登陀流どもあり將亦現今迄國造の世替りに神代に於て能野大神を其祖先天穗日命に授けられたる燧日燧杵にて火を鑽出して火繼の式を行ふ之を神火相續式と云其節にも又毎年十一月中ノ卯日國造新嘗祭を行ふにも必らず國內の諸神即ち天神地祇に燈り出したる火にて炊きたる御饗を獻れる故事に縁ありと思へばなり

以上の如くなれば鈴鹿連胤著神社置録に

磐坂神社 磐坂は伊波佐加と訓へし祭神磐坂日子命歟西岩坂村に在す今小坂明神と稱す出雲風土記 鹿 郡 須佐能乎命御子 磐坂日子命云々とあり此神なる事決し

と云へりされは若し祠官の云へるか如く神魂神社は後世名けたるにて風土記延喜式に見ゆたる岩坂神社ならむには祭神は必らず磐坂日子命たらざる可からず然るに鎮祭せる御祭神は後述の如く伊邪那伊邪那の両神なり故に三尺の童子と雖岩坂神社にあらざるとは推知するに於て近來土地の某岩坂神社と稱する地所に殆んど風形をなせる一小丘有るを風土記延喜式の岩坂神社の在りたる地とし前記諸書中伊弉冉尊の御魂を鎮め給ひしと記述せる條々を引用し伊弉冉尊の御魂を鎮め給ひし地と考証の上宮内省へ献言の結果御陵候補地と定められたり依て今實地につき考古學上の考定より按するに八木氏の定められたる墳墓に關する條項中第一期に屬する者の体にあらず而して彼の日向に在る瓊々杵

尊の御陵等の構造より推斷するも大なる差異あるのみならず冉命の御陵としては規模の狹隘なるを感ずると共に近き頃隣接せる大草神納(或は御崎森)と稱する一小丘の頂上御崎社の側土崩壊し顯出せるより發掘したる古墳を檢するに考古學上第三期に屬する石棺及び單に不規則形の大小石を以て外柵を造れり其墳中なる遺留品に就て尋問しければ劍身の腐蝕せる破片並小鈴の全形なると半は腐蝕せるものと各一箇つゝを得たりと案内せる土人語りき就て熟ら當時の様を考ふるに如此古墳を起すは一般の習はしとは云へ山頂山腹に有を見れば史籍に徵証なしと雖身分の高下に因て差別あるへく必高位の人のなるへし故に余は文武天皇慶雲三年以來桓武天皇延暦十七年に至る九十余年間意宇郡の大領を兼帶せる出雲國造の墳墓か當時の國司の墳墓なるへしと思料せり

又伊弉冉命の伊弉諾命と逐ひ來ませる伊弉夜坂は古事記傳を始め其他有職者の著述に神名帖に出雲國意宇郡極夜神社の存在する地なり出雲風土記に伊布夜社とあり齋明紀五年是歲命出雲國造修嚴神之宮云々狗頭能死人手觸於言夜社注言夜此云伊弉那天子崩兆」とあるを引證せり然るを神魂莊祠官(秋上得國)の所説には出雲縣に祀せるか如く日吉村劍山と云ひ伊弉冉命を避けん爲り千人引岩を以て坂路と盛と主ひし所は劍山と岩坂神社との中間なりと云ひ次に伊弉冉命の神魂靜り坐す所を岩坂神納山と考す其より十五町去て今の地に遷し祭る故に日波村に本社なしと云ふ此説一應は尤もなる説の如く思はるれを實地踏査上より論すれば千人引岩を以て劍山と神納山との中間を盛きたらんにはとを越えて三丁なり五丁を距りたる岩坂神納山に至り五ふ善なし此他神の御所業は奇妙しき事のみにて人の所業

の上より論す可からざる事あらんも記紀に故れ其神遊し伊那那美神は出雲伯伎の國界比婆之山に葬れりとあり而して後に男の命伊弉諾命黃泉に至り給ひ再命御問答後追ひ來ませる様に記せり此條に就て考ふるに己に薨去せられたるとなれば例令神にませはとて十余里の遠き地に御逐ひ走らせらるる筈なし而して本甲敷に就ては出雲風土記著作時代出雲に在國の語部が神代以來語り傳へを著作者に語りしより同記に國の東西一百卅七里一十九步と記したるなるへし其里程は東伯伎國界手間關より四神戶多枳山即ち隣國石見の國の堺迄を通計したる里歩なるへしと思へはかく述ふる所以なり故に余は新井白石古史通に伊弉冉の神火神の爲めに神遊給ひし由の一節心得ぬ事共也上世より言嗣し事のかゝる類猶多し盡くは信するに足らず其疑を闕きなむにはしくべからず此神を葬りし地も相傳ふる所異ある事を私記には神道不測未知其實所關已異にして所注又異なり猶是如黃帝之家處不定也としるせりされど初は神遊させし地につきて出雲國と伯伎國との界に葬りしを後改めて紀伊國熊野に遷し葬りしこと或は筑紫日向なる神代の三陵を後に山城國葛野郡田邑陵の南の原に祭られしこと（諸陵式）或は足仲彦天皇を初は穴門國豐浦宮に殯殮しまゐらせしを後に河内國長野に遷し葬られしこと（見ゆ）の如くなるも知るへからず亦楠守部は雜語考に伊賦夜伊坂と云へる坂の名も夕關坂の義にして本關と處なる故に云ひけむと其坂彼黃泉國の入口など云類は例の風土記風の傳へさまにて信しかたき事上に云ひつるかことし神代紀下に所謂泉津平坂者不復別有處所但臨死氣絕之際是之謂歎とあるこれ正しき傳へなり」と云はれたると宜なりと考へけるかこれ葬りし地即ち御山陵も伊賦夜坂も出雲國の東部伯伎國との界なる

ことは言を候たざるなり依て比婆山と稱する能義那日波村地方を踏査し其是非を分別せんとの考慮もあれど公暇を得ること能はず今は他日機會を計りて報せんのみ亦國府總社なりと云ふの不可なる事は總社の區別と題せる條に述べたるか如く總社は往昔國の守就任の後部内神社の事務を執り行へる齋場なる事云か如くなれば國衙より遠き地に在るへからざるは勿論にして必らず官舎に近き地に設くるは理の當然なり今圖に示せる里程に依て考ふるも將又郡領國造の居館にしてとか祖先以來傳承せる神賀詞奏上の跡の伊豆能眞屋則ちたことかにして清淨なる齋屋に國司の齋場を設くるの理なしされは國府齋場は此所ならず他なりと云ふ所以なり

前述の如く神魂神社は王朝時代の總社にもあらず亦式の岩坂神社にもあらず其實慶雲三年出雲國造意字郡大領兼帶以後延曆十七年其兼任を止められし迄の年間神賀詞奏上の節潔齋する齋屋なりしなりとは出雲國造千家々の舊記を按するに國造製職の際神火相續式及毎歲新嘗祭と上古熊野神社に於て行ひ來りしも中古以降山路險惡加ふるに積雪の爲め熊野神社に往復すること能はず終に此社を其兩式を行ふ祭場とはなしたりし以來熊野神社に詣てす此社のみにて執行したり故に寛文六年卯月徳川幕府の寺社奉行への訴狀に添付せる勘文中に引ける大社秘記注書にも神魂社者出雲熊野大神御同社也と記せり而して出雲風土記抄に岩坂神納山に祭祀せし神魂神社を昔時出雲國造別館内の神賀詞奏上時代の伊豆の眞屋にてありし亦熊野神社遙拜所にてありし處に移祭せりとある記事につきて考ふるに同社に出雲國造名代として奉仕せる神官秋上所傳の如く鎌倉時代に今の地に移祀せしとあると事實なるへけれ

は左肥文書ことこれか一証ともなすへかりける

(千家文書)

出雲國岩坂郷地頭代當神魂神官等相驗辨問事就請文國建申狀違之此事可參決之由令下知之處地頭代寄事於正員不及參語申候太自由也所詮來七月中可令催上彼地頭代於京都之狀如件

建長四年六月廿七日

左近將監華押

守護代

とみれば或は此時に岩坂神納は大庭領なりと神魂神官等は云ひ岩坂地頭等は岩坂領と云ひ等ひ終に移祭せざる可からざる事となり岩坂神納山に在りし神魂社を移祀したるなるへし

本社と總社と別社なることは國府總社に關する史料中の古文書亦左肥本社に關する史料古文書に就て見るも一目瞭然たり

關係史料

(北島文書)

神魂御領於田尻大庭者令止守護所使亂入舉但於殺害又傷於火人引者爲國造殿沙汰可被召出也仍爲後代下知如件

建保三年七月 日

左兵衛尉源花押

(千家文書)

可早令孝綱如本知行安堵出雲國大庭社美談新庄乃白郷田尻保地頭職事

右人如本爲彼四箇所地頭職本所年貢課役不致懈怠守先例無違亂可令安堵之狀依仰下知如件

承久元年十一月十三日

右京權大夫平花押

(北島文書)

袖判

出雲義孝

可令早領知出雲國神魂社領大庭田尻保地頭職事

右承元二年九月六日孝綱給御下文之上當知行無相違之上者爲彼職守先例可致沙汰之狀如件

建長元年十一月廿九日

一建長七年二月 日圓宣 (惣社の部に全文を懸けたれは要文のみを記す)

伊柴再社燈油云々

(千家文書)

袖判

圓宣 留守所

可令早爲國造出雲義孝沙汰領知

伊斐再社供料田漆段半 大草郡四反半 山代郷三反

右件供料田者年來雖令高貞義元領知依願等之訴訟彼追出府中畢引其彼跡早爲義孝之領知可致聖朝御所
購向後更不可有違亂之狀所宜如件留守所宜承知者依宣用之以宣

建長七年二月 日

大介卜部 宿禰

一康元二年二月 日國宣 (惣社の部に全文を擧げ
たれば要文のみを記す)

伊斐再云々

(北島文書)

出雲國神魂社領大庭田尻保地頭職事去建長元年十一月廿九日關東安堵御下文加一見畢仍執達如件

康元二年二月三日

平 花 押

國造 殿 御返事

一文永元年十月八日國宣

(惣社の部に全文を擧げ
たれば要文のみを記す)

一口神魂社大股若經田在山代郷

(北島文書)

可令早出雲泰孝領知出雲國神魂社領

田尻保地頭職事

右任親父義孝讓狀可令領掌之狀依仰下知如件

文永二年八月廿二日

相摸守平朝臣花押
左京權大夫朝臣花押

(北島文書)

出雲國神魂社領大庭田尻保地頭職任親父讓狀以出雲泰孝可令領知之由事守去八月廿二日御下文之狀可
被存知之狀如件

文永二年九月六日

守殿人前信濃守源華押

(北島文書)

右任去年八月廿二日關東御下知出雲泰孝可致沙汰之狀如件

文永三年五月廿四日

散位平華押
左近將監平華押

(千家文書)

一康永三年十月三日武家宛行狀

神魂大社

一貞治四年二月三日足利義隆裁許狀

神魂大社

一同年五月七日足利義隆書狀

神魂社

一應安元年十二月十八日京極家造管催促狀

伊弉冉太社

(以上本文ヲ畧シ要文ノヨリ記ス)

(千家文書)

一應安二年^辛十二月十九日孝宗國造ヨリ眞國國造へ讓狀 神魂社領

(千家文書)

出雲國伊弉冉兩社造替要脚事以當國段錢被付其足者也早令支配段別伍拾文於公田嚴密致催促可
遂其功之旨可被相觸之由所被仰下也仍執達如件

應永廿六年九月八日

沙彌華押

佐々木吉童子殿

(千家文書)

國造孝時

ゆつりあたる

こころをならひにまつゝ大社かんぬ

しき所たいらの事

(前畧)大しやの御りやうらといふかもまわのまやりやう大はたしりならひに云々

徳治二年十二月五日

國造兼大社司出雲孝華押

(千家文書)

一文保二年十一月十四日孝時讓狀 (惣社の部全文を擧げた
れは要文のみを記す)

うさなみ

以下出雲國造代々の讓狀にイサナニ神魂社と記せり依て畧す

次に本社御神牀に就て考ふるも中世以後の傳説に従ひ諸冊兩神を合祀したること明らかなり

(千家舊記)

一寶曆元未の年大庭の御神牀千家俊勝公伊弉冉命御冠御ソクタイなりきさせらる女神は北島國造直

孝公木は健か杉の木と思ふなり大社も伊勢も同前御社ニ棟札と云ふことなし大庭にも棟札なし秋上

云 (秋上とは大庭神
魂社神職なり)

一寛延午三年大庭舊記之内書き書如左

(上を畧す)去冬より段々両家遂内談置右の玉箱に錠前有之候へとも殊外古く開難申に付玉箱の扉の

ホソ小鋸にて切取内を見申處内者一圓鼠の巢にて色々センヤ申處古き燒炭有之候此分神牀と相見ぬ

申候古代燒失申候と違サ申す事也寛文八年の申年北島恒孝迂宮寶永六年千家豊昌正迂宮執行被致

候儲神牀奉懷と有之處ニ今般右の品不思儀千萬斗候両家申合諸冊之二神勸請神牀封可申ニ今度申合

置此度千家方より神牀封箱持參申ニ付右の箱へ彼灰坏入置申事重て來年申合封し可申候仍て右の灰

坏入安置濟右古き古箱の裏に如左

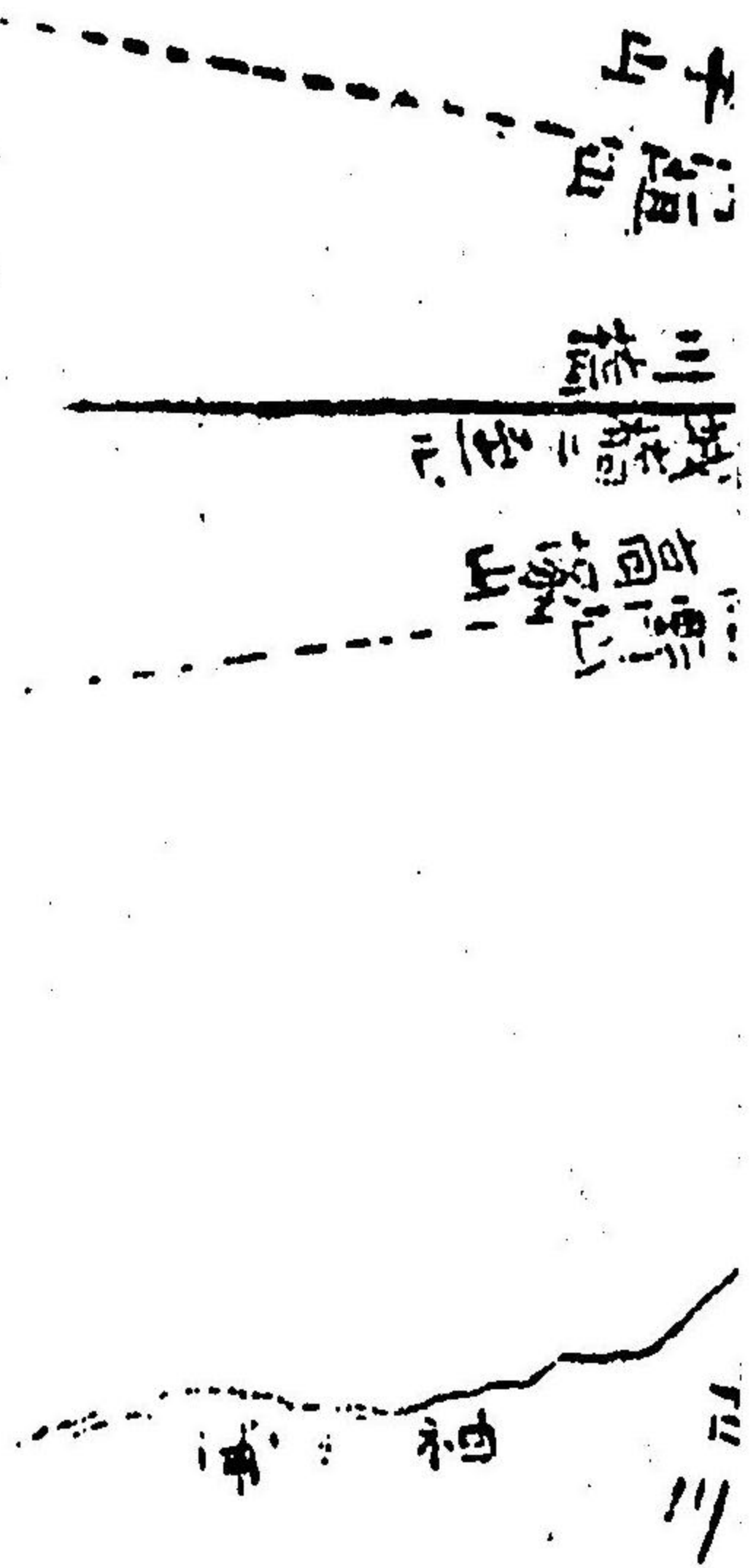
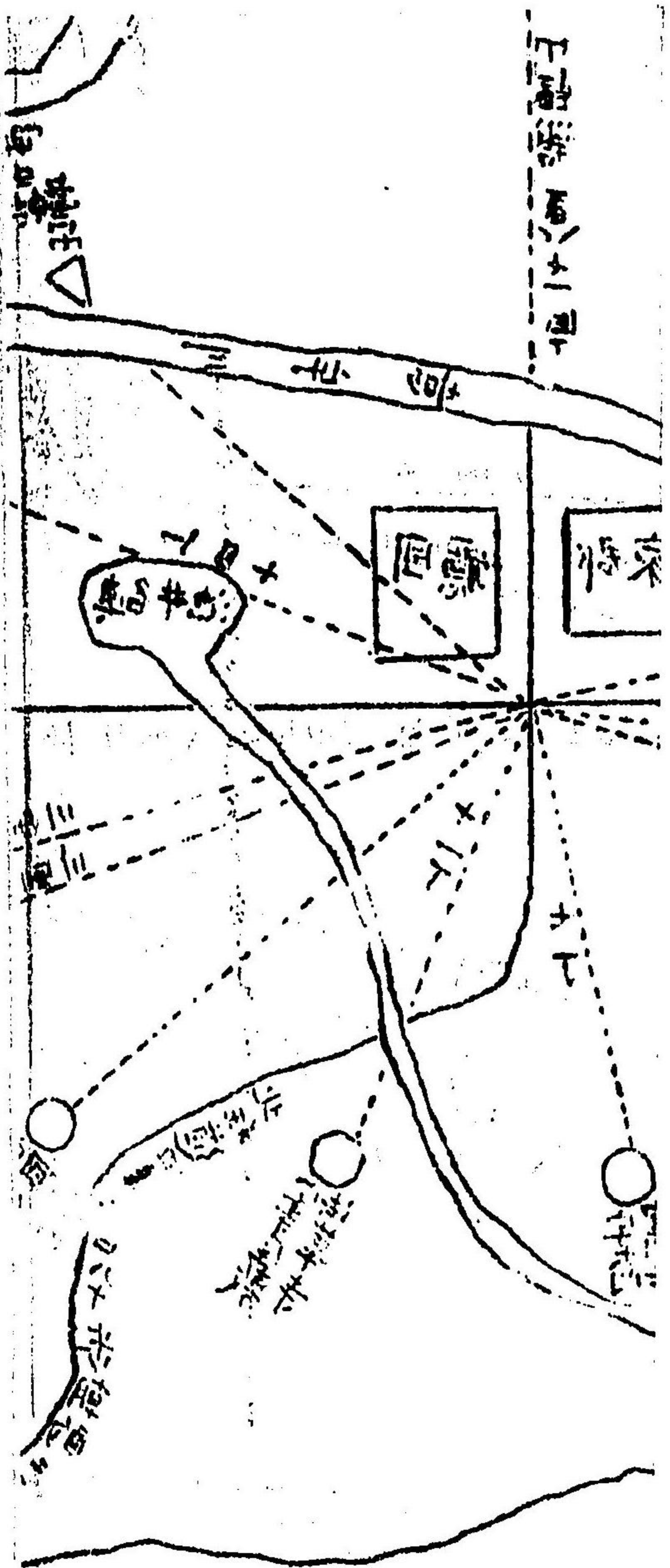
天正十八年國造千家義廣廷宮執行北島久孝四十二と有之下底ニ神主秋上左衛門尉家良と有予思ふに
神主秋上と底に書さし事いか様なることにて侍るやらん右の事御神跡のとなれば口外可禁也

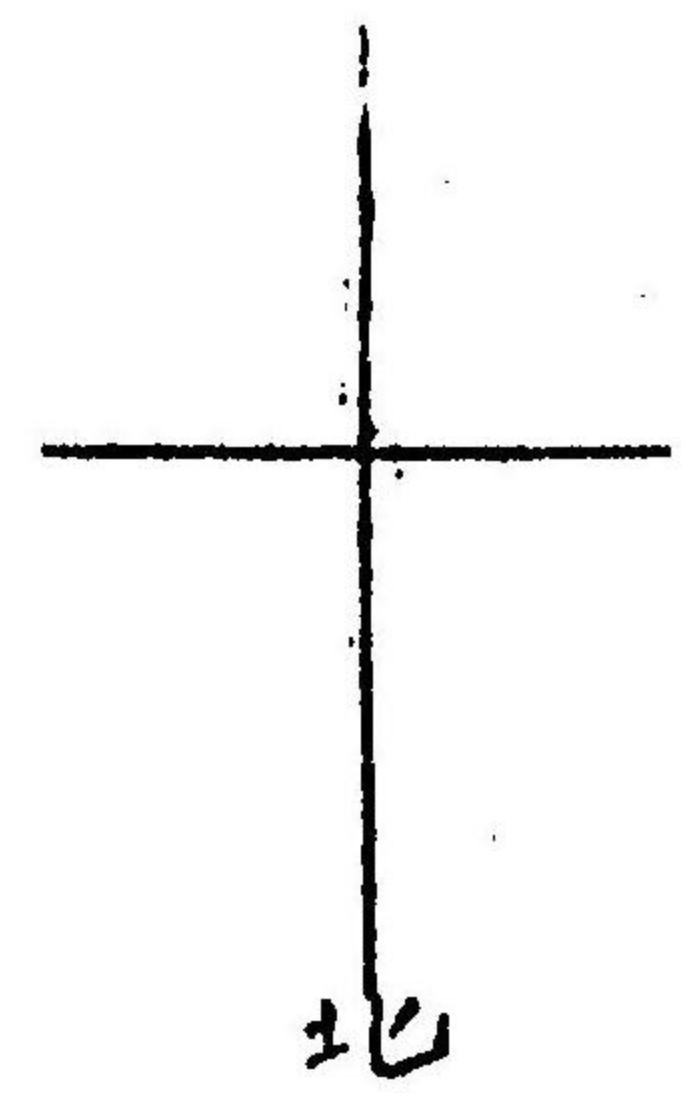
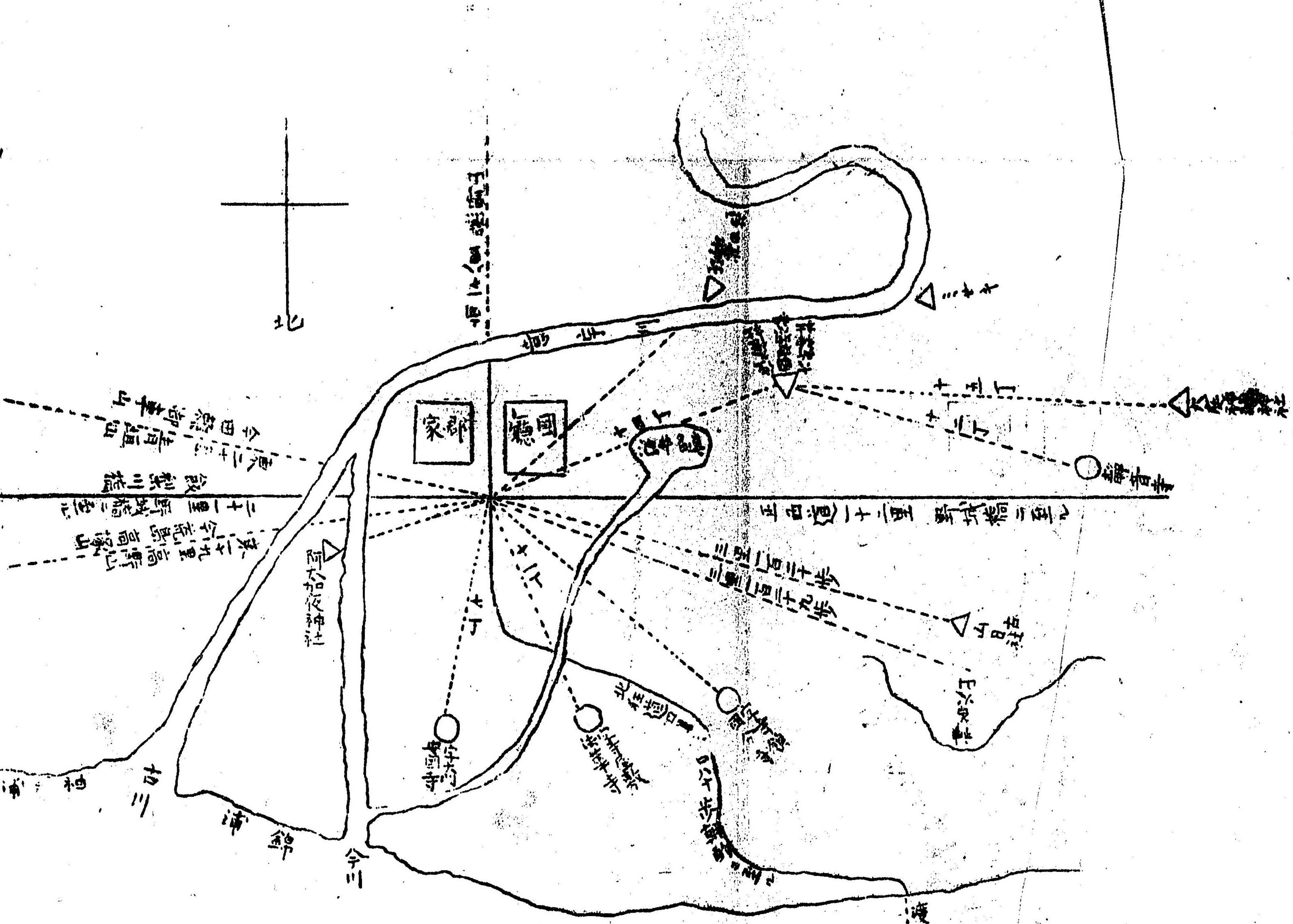
結論

凡て史學者の或時代史中の一事件を取て是か真相を社會に發表せんとしては其表面的史乘の説と裏面
的古文書地理の關係其他を對照精査したる結果を公平穩當に記述せざるへからず斯してこそ後代に至
りても遺憾無く整ひたる説と首肯せしむべきなれ

故に歴史の表面的即ち眼前の事物又は後代緣故者か任意に附會せる無稽の古老傳或は臆説を以て記述
せる二三の史書等を根據とし研究の結果を發表せんか其説や大に事實を誤り後人をして迷惑を生せし
め終に由緒ある神社の眞史實をも隱晦埋没に陥らしむるに至らんのみ

されは余は本件に關する史料は表面的は固より裏面に亘り細大洩らさず網羅し將實地に踏査し前記の
如く偏見有るとなく表裏に亘れる研究の結果に依て立論し現今の六所神社は古の國府總社にして之れ
に後世時の主管者たる神職僧侶か已か尤も崇敬する所の六所神を奉齋したるものなる事及び神魂神社
は岩坂神社と別社なる所以さて同神社は出雲國造の郡領兼帶時代に在りて神賀詞奏上の節即ち延喜式
に収むる神賀詞中に「還國深齋一年」とある深齋所なりし事實然して其深齋所や中世にては熊野神を
遙拜する齋場となり其後伊弉諾伊弉冉の兩神を合祀せしに至りしものなりと云始中終の草歴を正確に
纏め論定する是余か本編を草せし所以の結局目的なり





家郡

國

中

寺

社

寺

寺

寺

寺

寺

山
道
里
步

里
步

里
步

里
步

里
步

里
步

里
步

里
步

里
步

027
1970

發行所 六所神社々務所

不許
複製

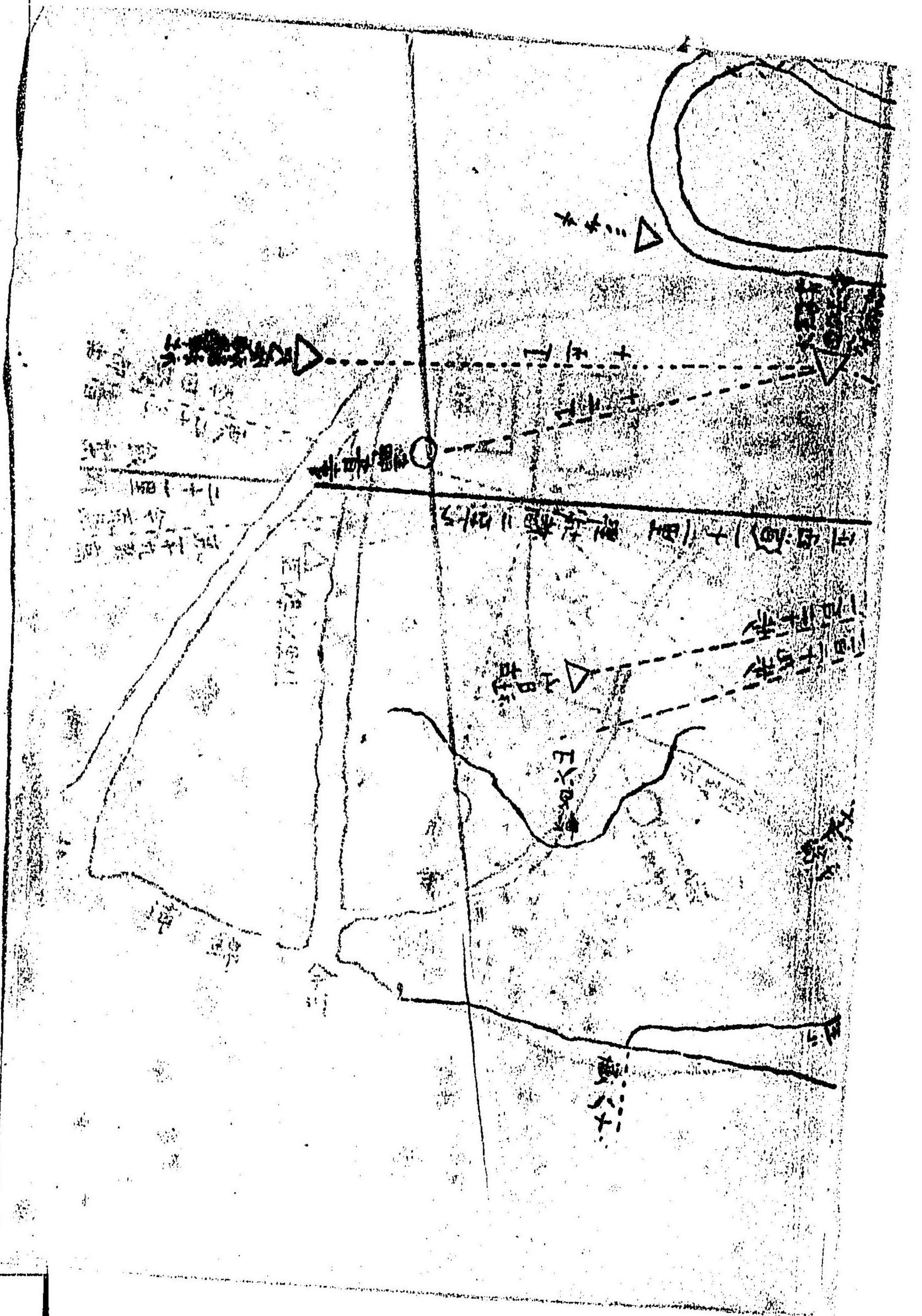
明治四十四年十月二十二日印刷
明治四十四年十月二十八日發行

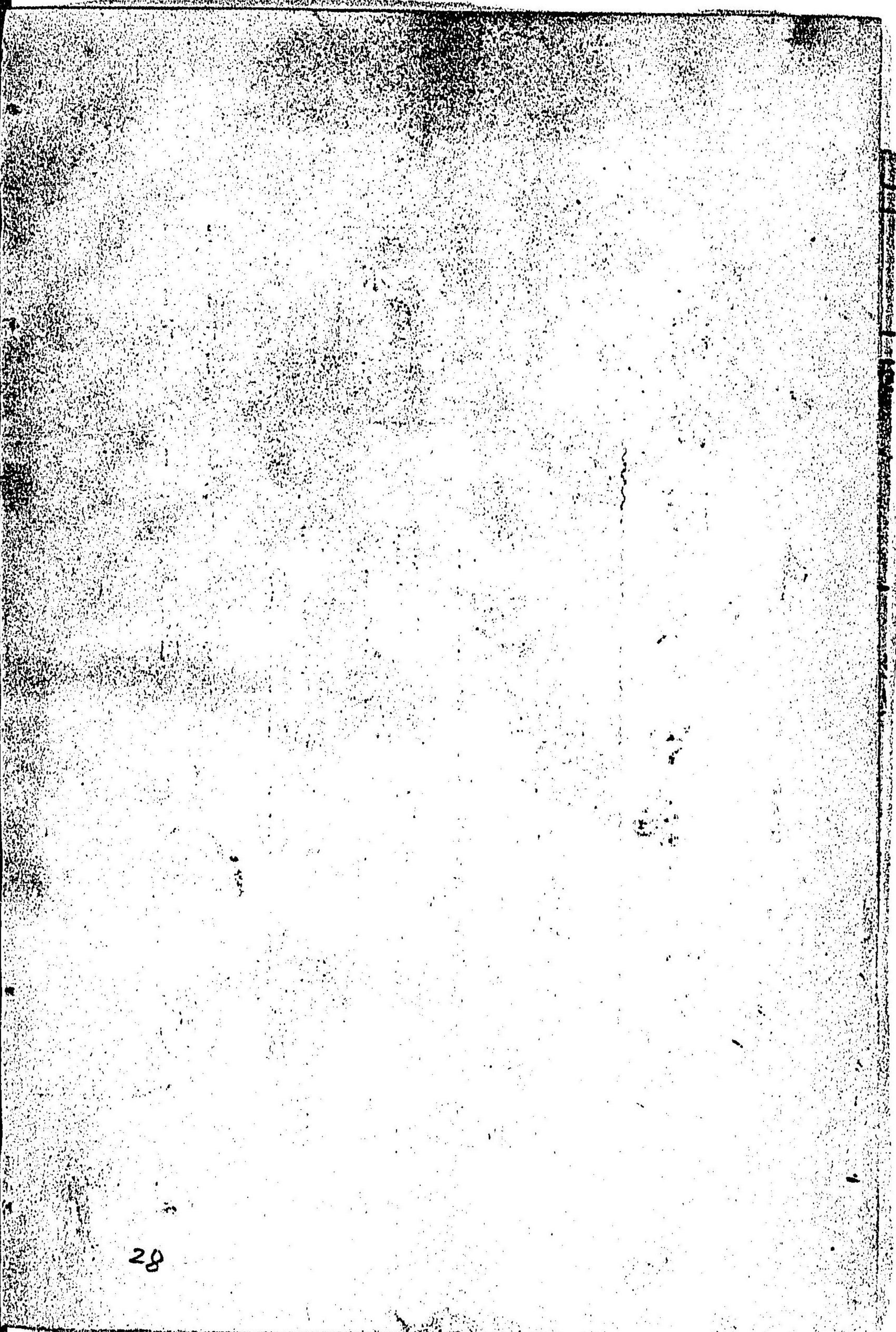
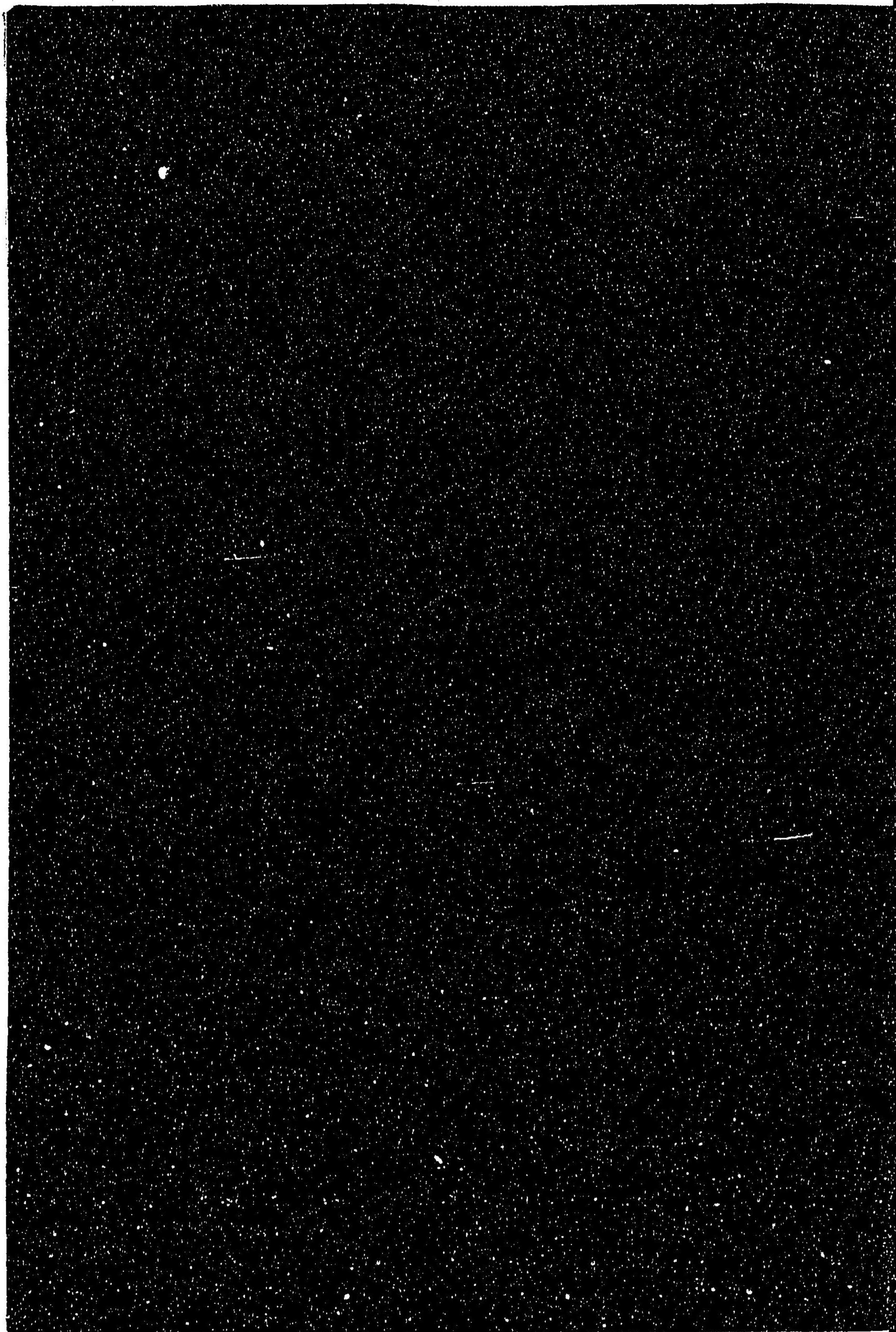
非賣品

著述者 廣瀨 録之

發行所代表者 吉岡 豊千賀

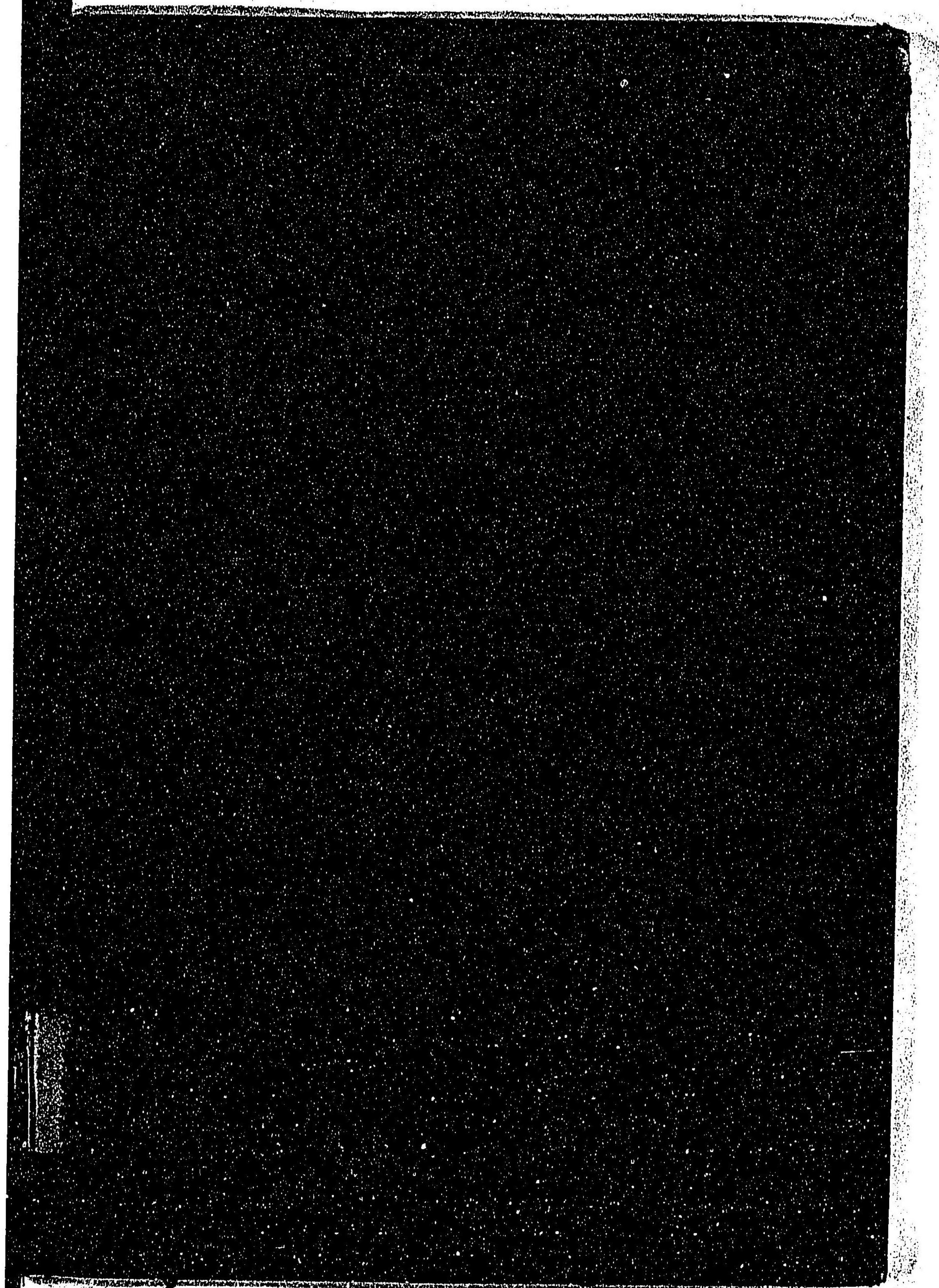
印刷者 勝部 愛之助
同縣同郡同村大字同六百四十八番地
外 五 名





28

327
590





013821-000-0

327-590

出国国府総社論

広瀬 魚淵(鎌之助) / 著

M44

ABB-0030

